

第百十六回国会 社会労働委員会 議 録 第 七 号

平成元年十一月三十日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 丹羽 雄哉君

理事 伊吹 文明君

理事 野呂 昭彦君

理事 栗山 明君

理事 貝沼 次郎君

理事 栗屋 敏信君

理事 小沢 辰男君

理事 木村 義雄君

理事 佐藤 静雄君

理事 高橋 一郎君

理事 津島 雄二君

理事 中山 成彬君

理事 持永 和見君

理事 大原 亨君

理事 多賀谷真稔君

理事 渡部 行雄君

理事 伏屋 修治君

理事 塚田 延光君

理事 田中美智子君

出席國務大臣

内閣総理大臣 海部 俊樹君

厚生大臣 戸井田三郎君

労働大臣 福島 謙二君

出席政府委員

総務庁人事局次 服藤 収君

長 大蔵省主計局次 小村 武君

長 厚生大臣官房総 務審議官 加藤 栄一君

厚生大臣官房審 議官 森 仁美君

厚生大臣官房老 人保健福祉部長 岡光 序治君

厚生省児童家庭 局長 古川貞一郎君

厚生省年金局長 水田 努君

社会保険庁運営 部長 土井 豊君

労働省職業安定 局長 七瀬 時雄君

局高齢・障害者 対策部長

委員外の出席者

社会労働委員会 調査室長 滝口 敦君

委員の異動

十一月三十日

河野 正君

補欠選任

多賀谷真稔君

同日

河野 正君

補欠選任

多賀谷真稔君

十一月三十日

平成元年度における国民年金法等の年金の額等

の改定の特例に関する法律案(大出俊君外二名

提出、第百十四回国会衆議案第一〇号)

は委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提

出、第百十四回国会閣法第六六号)

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特

別措置法案(内閣提出、第百十四回国会閣法第

七七号)

平成元年度における国民年金法等の年金の額等

の改定の特例に関する法律案(大出俊君外二名

提出、第百十四回国会衆議案第一〇号)

平成元年度における国民年金法等の年金の額等

の改定の特例に関する法律案(大出俊君外二名

提出、第百十四回国会衆議案第一〇号)の撤回許

可に関する件

○丹羽委員長 これより会議を開きます。

第百十四回国会、内閣提出、国民年金法等の一

部を改正する法律案、被用者年金制度間の費用負

担の調整に関する特別措置法案及び第百十四回国

会、大出俊君外二名提出、平成元年度における国

民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法

律案の各案を議題といたします。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。栗山明君。

○栗山委員 本社会労働委員会におきまして、各

法案が大変熱心にかつ実のある質疑が行われまし

たことは、本場に喜ばしいことでございまして、

本日はそのいわば締めくくりとして海部総理に御

出席願ひまして、当委員会に総理が御出席になっ

たのは六十年来だそうでありまして、短い時間

ではございませうけれども、ひとつ総理のいろいろ

な面の御所見を伺いたいと思ひます。時間が非常

に限られておりますし、また総理でございしますの

で、基本的なことを一、二問お伺いしたいと思ひ

ます。

第一が、高齢化が進展いたしましたして、公的年金

が果たすべき役目は、もう言うまでもなく大変重

要なこととございします。そこで、本委員会ではこ

あるべき姿が大変いろいろな角度から論議がなさ

れました。つきましては、これからの高齢化社会

における公的年金の役割を総理はどうお考えにな

っておりますか、またさらに長期的展望、これは

どうでありましょうか、その御所見を伺いたいと

思ひます。

○海部内閣総理大臣 御指摘のように、これから

我が国には高齢化社会が今まで諸外国で経験した

よりももっとスピードが速く到来すること、御指

摘のとおりでございします。そして、高齢者の皆さ

んにとってこの公的年金制度というのは、世代間

扶養という仕組みを通じて、物価スライドや賃

金、生活水準の上昇に際しては給付改善を行いな

がら、やはり二十一世紀の本格的な高齢化社会にお

いても、その役割を十分に果たしていかなければ

制度を長期的に安定したものにしていかなければ

ならない、このように基本的には考えております。

○栗山委員 さて、今回提出されました法案につ

きましては、大筋におきまして我が自民党の主張

と申しましようか、考え方が国民の皆様の理解を

得られたものと思ひます。そして、給付の改善あ

るいは保険料率の改定、そしてまた調整法案にお

きましては、この一元化の基礎を築いた、また、

今危機に瀕しております鉄道共済につきましても

救済措置が行われた、こう私は理解をするもので

ございします。

さて、厚生年金の支給開始年齢につきましまして

は、私どもは、これは必ずやらなければならな

いものだ、こう考えているところでございします

が、これも大筋においては各野党の皆様にも御理

解を得られた、しかし五年後の財政再計算時に持

ち越される、それまでに議論をし、内容を詰めよ

う、こういうふうに私は理解しているところでご

ざいします。

そこで、その間におきまして一番焦点となりま

したのは、六十歳代前半の雇用が確保されるかど

うかというところであります。しかし、今現在、こ

の年金制度をさらに将来に向かって現実なもの

としていくためには、まず、その基礎となる経済が

しっかりと安定的発展をしていかなければなりま

せん。これが今現在は大変経済情勢がいい。逆

に、そのために雇用の面でむしろ人が足りないとい

うような現象まで起きております。しかし、残

念ながら、六十歳代前半の方々は働きたくてもなかなか働け場所がないということも現実の姿で、一方は人が足りなくて困っている。中には外国人労働者の問題までその一環として出ております。

〔委員長退席、畑委員長代理着席〕

しかし、方針としては、現在の年間二千時間の労働時間をさらに千八百時間に縮めようという方向も定められております。そういった点から見ますと、これからの高齢者の、高齢者というより壮年層と申しましょうか、そういう方々の雇用を場をもっと確保しなければならぬ、そうしなければこの日本の経済は成り立っていないというような感じもするわけでございまして、そういう場合に、やはりこれは厚生省あるいは労働省といった限られた面だけではなくて、社会全体の構造を変えていかなければならないのではないかと私は思うわけでございます。

例えば、住宅であるとかあるいは交通手段であるとか道路とか、こういう建設省の問題もございします。あるいは工場、生産設備、こういった通産省の問題もございします。あらゆる面からこの来るべき高齢化社会に対する社会構造を考えていかなければならないという時代が参っております。そうなりますと、六十五歳定年制はおろか、むしろ定年制を外してもいいぐらいの時代にならなければならぬ、こんなふうに考えるわけでございします。

そこで、総理はこの来るべき高齢化社会にふさわしい経済社会のシステムあるいは社会をどのようにに構築していただけるか、そういうことをどう目標に考えておられるかを、ぜひこの際御所見を伺いたいと思います。

○海部内閣総理大臣 高齢化時代になりましたときに、やはり健康やかに高齢時代を迎えていただきたいということがもちろん第一でございますから、委員御指摘のように、働こうという意思と働く能力をお持ちの方に雇用の機会をなるべく多く提供していくように努力していくことは、これは当然のことと考えます。また現在、労働省におい

てもそういった高齢者の雇用問題について、雇用審議会の方にその答申を求めておるさなかであるといふことは理解しております。

さらにまた、一般の社会、一般の企業の皆様にもぜひお願いを申し上げて、数学の数字のようなら何歳定年ということをや余り固定的にお考えにならずに、それぞれの意思と能力に応じた定年の延長とか、六十歳代前半の雇用問題については広く各界の皆さんの御理解と御協力も得なければならぬと思ひます。

〔畑委員長代理退席、委員長着席〕

さらに、そういった高齢者の皆さんの生きがいと申しますか、ただ単に雇用のみならず生きがい対策についても、高齢者の皆さんがどのようにして世の中を生きていっていただけるのか、心豊かな社会といふのは生きがい付きの社会福祉政策であると言つても言い過ぎではなからうかと考えておりますので、いろいろなことを担当の各省にもお願いをして、高齢化時代にふさわしい安定した社会にしていかなければならないと思ひます。けれども、そういった施策を講じていきますために、やはり国全体のといひますか、あるいは社会経済全体の活力があるということも極めて大切でございますから、国全体の経済政策としても活力のある社会、明るい社会、豊かな暮らしといふものを安定的にきちっと仕組んでいくことも、将来に向かって大切な施策でありまして、これらのことを全部踏まえて総合的に努力をしていきたい、このように考えております。

○栗山委員 もう時間でございますので、最後にこれはお答えをいただかなくて結構でございます。

ただいま六十歳あるいは六十五歳という年齢の問題も議論をされております。総理は今五十八歳でいらつしやいますか、もうじき六十になられると思ひますが、そのときに年金生活にどのようなこととはよもお考えはないと思ひます。もう来年になりますと総選挙もございします。私は、我が自民党が勝利を得るものと確信をしております。そ

うなりますと、総理はやはりこれからさらに二年、三年と総理の座をしつかりと守つていただくなければなりません。そのときにこそ、将来の十年先二十年先の、ただいま議論をされました、あるいは今御所見をいただいた内容の基礎をしつかりつづけていただくように切にお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○丹羽委員長 川俣健二郎君。

○川俣委員 今総理の最後の答弁のところでございますが、結局この年金がこれほどまでに占められた、提案されたのは前の総理のその前の総理のときでございまして、もう七カ月になる。ところがその後、年金審議会、社会保障制度審議会、私も制度審の委嘱を総理から受けておるわけでありますが、労働団体の三人がそれぞれ年金審議会も制度審も退場の騒ぎがあったというのは、その辺に問題があったわけですね。

ところが、昨夜与野党の理事の皆さん方大変な御苦労で、深夜遅くまで交渉した結果、その問題は処理されたということでございますので、そういう観点から、私はもう少し確認したいと思つていろいろの拾つて質問したいと思ひます。

まず大蔵省の方ですが、結局は、どのつまりは、社会保障に対する国庫負担の対国民所得比の長期低減傾向、限りなく落ちていく。これはこの前のこの委員会でも議論されたし各委員からも出されました。私は資料も出して、このとおり落ちている、こういうふうに指摘したのですけれども、この実情を全然報告されていないのですが、大蔵省いかがですか。

○小村政府委員 社会保障予算につきましては、年々一般歳出よりも高い伸び率で予算編成をされてまいりました。ただ先生御指摘のとおり、先般六十三三年三月に厚生省、大蔵省が提出いたしました資料に記載しておりますように、社会保障に対する国庫負担の対国民所得比は、六十年が四・四、六十三年が四・一と減少していることは確かでございます。〔川俣委員「平成元年は」と呼ぶ〕平成元年等について、同じベースで私どもまだ計算

はしてありません。昭和七十五年にはこれが五カ二分の一程度、八十五年、平成二十二年には六から七％、これから高齢化に向けて上昇していくものと推計しております。

○川俣委員 総理、こういう状態です。もう限りなく落ちております。

私のところの資料によりますと、ここ七年間、一九八三年から四・七、四・六、四・四、四・三、四・二六、四・一、平成元年はどうかと言つたら、まだ出ていないというのだけれども四・〇。国民所得三百兆の見通しですから、〇・一がいれば三千億でございます。この三千億をめぐる問題も、こんなにおくれたということでございます。したがって、けさの新聞を取り上げるわけではないが、防衛費は限りなく上がっている、また六％前後上がるだろうという新聞の一斉の見出しでございます。この下がる傾向について総理、一体どう歯どめをかけようとしているのか、その辺を伺いたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 御議論を承っておりますが、私も国庫負担の推計の表を眺めました、今委員御指摘のように、最近下がる傾向を示してきておつたことはそのとおりだと思ひます。ただ、恩給費など全額国庫負担の経費の対象者が減少しているという事情とか、いろいろ考慮する必要があるものと思ひますけれども、限りなく未来に向かつていつまでもいつまでも下がっていくということではないようでありまして、我々の方の推計によりますと七十五年度には国庫負担は大体五・五％程度になる、これは上がっていくわけでございますので、長期的に見ると国庫負担率は上がっていく、しかし、それはこたえていかなければならぬ問題だ、こう受けとめさせていただきます。

○川俣委員 それでは大蔵省、もう一回聞きますが、結局基礎年金が将来の一元化のベースになるわけですが、国庫負担率をもっと上げろというのを私たちは長年主張してきました。この三分の一を引き上げることをいつまでどのような支障があるのかということをごで聞いたしたい

と思います。

○小村政府委員 年金に対する国庫負担につきま
しては、六十年改正前は各制度まちまちでござい
ました。それを六十年に基礎年金の三分の一とい
うことで各制度を公平な制度に構築したわけでこ
ざいます。

この基礎年金の国庫負担三分の一を引き上げる
にどういう支障があるかというお尋ねでございま
すが、私どもとしては、基礎年金の国庫負担
を引き上げることにつきましては、やはり年金制
度は受益と負担の関係が明確な社会保険のシステ
ムをとりながら今後とも維持をしていく必要があ
る、それから社会保障の給付費というの、国庫
負担は今後の高齢化社会に向けて年金だけでは
はなしに医療や社会福祉の面、そういった面でも
大変な伸びが予想されるところから、社会保障の
中のバランスを保つ意味でも、限られた財源の中
で現在の国庫負担を維持していき、高齢化社会に
バランスのとれた社会保障制度を構築していくの
が適当ではなからうか、こういうふうに考えてお
ります。

○川俣委員 論議をする時間がありません
で、そこで御担当の厚生大臣にこの問題に關連し
て伺いますが、これまで長年政府は、憲法二十五
条、生存権の最低保障は生活保護制度であるとし
てきた、これに対して私たちは、たとえ資産や所
得があったとしても、高齢、障害などのハンディの
ある人々の消費生活の基礎的な部分については国
が責任を持つべきだ、こういう哲学論まで各委員
方がここで展開してみえました。我々はこの立場
から基礎年金の全額国庫負担を主張しておるの
ですが、政府の見解、厚生大臣の御所見を伺いた
いと思ひます。

○戸井田国務大臣 委員御指摘の基礎年金の国庫
負担の増額につきましては、たびたびお答えいた
しておりますとおり、さきの改正、六十年改正
のときに、将来の一元化に向かってまず基礎年金
制度を導入しよう、基礎年金制度を導入いたしま
して、その基礎年金に補助金を一括して投入して

三分の一という負担をすることにしたわけであり
ますが、この三分の一というものは同時に御承知
のとおり、分母である年金受給者というものがこ
れからどんどんふえていくわけでありまして、そう
いうことになってくると、やはりこの将来という
ものは非常に大きな負担にならざるを得ないとい
うことを考えております。そうなるべくと、今
財政当局からいろいろとお話がありまして、よう
に、非常に国庫の負担を大きく引き上げるとい
うことは困難であると私どもは考えます。

そして一方、財政面からいって、先ほど御指摘
のように、今は恩給者であるとかあるいは老齢福
祉年金受給者であるとか、そういった減っていく
世代のものもありませんけれども、そういうものを
越えて新しい時代を迎えたときには非常に高い負
担率を負うようになってくると思ひます。

今憲法で保障されているということをお言われま
したけれども、もしこれを憲法の精神に基づいて、
その負担、最低保障、生活保護をやっております
ますが、それに対して見合うようなものというこ
とになってきますと、これは大体今まで私たちは
社会保険方式をもつてこの年金制度をやっており
ますけれども、それを税方式に改めるということ
になると大変大きな改革でありまして、そうい
った意味では当然国民的な合意を得なければなら
ない、こういうふうに考えますので、当分の国庫
負担を増額するという面におきましては、金額か
らいえば増額をしていくわけでありまして、率
を高めていくということは大変困難なことだと思
ひます。

○川俣委員 次に、六十五歳引き上げ云々につ
いては昨夜の与野党の話し合いでついたことでは
あえてと思ひますけれども、私たちはこれ
で片づいたと思ひつていない。

ところが、本年三月に長寿社会における年金と
雇用に関する関係懇談会がようやく設けられた。
厚生年金保険法本則が六十五歳支給開始として
いる以上、この関係懇談会が高齢者雇用促進のため
のプログラムがあつてしかるべきなのだが何ら示され

ていない。そうすると、やはりここで今後のため
にどうするつもりなのか、プログラムが一体ある
のか、いつごろ出すのか、こういふことも労働
省なり総務省の御見解を伺いたいと思ひます。

○福島国務大臣 今委員御指摘の長寿社会にお
ける年金と雇用に関する関係懇談会、既に三月と七
月の二回にわたって開催をいたしまして、長
寿社会における年金と雇用の連携の確保と、そ
れぞれの施策の総合的な推進を図るために種々議論
をいたしたところでございます。

労働省といたしましては、現在、人生八十年時
代にふさわしい雇用のあり方というものを御審議
いただいておりますのでございまして、年度内に
は長寿社会雇用ビジョンというような形におきま
して、人生八十年時代におけるこれからの高齢の
皆様の雇用のあり方についての御答申をいただ
き、これを待ちまして適切に対処してまいりたい
と思ひております。

なお、別途、雇用審議会におきましても、六十
歳から六十五歳の六十歳代前半の方々の雇用のあ
り方あるいはこれに対して法的にどう対処するか
等につきましても、今既に三回ほど会合を持つて
議論をいただいておりますので、あと年内に二回は
ど会合を開催していただきまして、年金と雇用の
連携をいかにスムーズに確保していくかというこ
とを含めまして御議論をいただき、これにまた労
働省として立派に対処してまいりたいと思ひてお
るところでございます。

○海部内閣総理大臣 労働大臣がお答え申し上げ
ましたことに尽きると思ひますけれども、私とい
つたしましては、内閣にありまして関係懇談会にお
いても、本格的な高齢化社会の到来を迎え、六十五
歳までの雇用機会の確保は極めて重要な課題だ、
こう認識しておりますので、関係懇談会を活用し
てこの問題についても十分に意見交換を尽くし
ていただきたい、そして、年金と雇用の連携の確
保という重要な問題についても御議論を尽くして
いただきたい、このように考えております。

日本独特の定年制でございますが、公務員共済
年金制度改定問題に係る雇用問題検討委員会、こ
ういふので検討しておるようですが、今後の検討
スケジュールというのはどういうものですか。

○服部政府委員 共済年金につきましては、将来厚
生年金の支給開始年齢と同種の措置が講じられる
ような場合に生じます公務員の雇用問題につきま
しては、先生御案内のとおり、関係省庁の局長ク
ラスを構成員とします検討委員会をこの四月に発
足させまして、同時にその下部機構として設置さ
れました関係課長クラスによる幹事会をも活用し
ながら種々の観点から調査研究し、検討を進めて
きているところでございます。今後とも同委員会
におきまして、雇用に係る制度運用のあり方、共
済年金に係る制度運用のあり方、民間企業におけ
る同種の制度運用状況、諸外国における同種の制
度運用状況等について鋭意検討を進めていくこと
をいたしております。

なお、今後のスケジュールについてでございま
すが、いつごろまでに結論を出すかというように
ことにつきましては、今申し上げましたように、
当面民間や諸外国におきまして諸制度、事例等の把
握にまず努めるといたしておりますので、民間の対
応状況等も見ながら検討を進めていくこととして
おりますので、現時点では確かなことは申し上げら
れないわけでございます。その点、御理解を賜れ
ばと存じます。

○川俣委員 高齢者雇用と年金の問題ですが、在
職老齢年金についてさらに支給範囲の拡大を図ら
ないかと高齢者雇用の促進にならないのではな
いかという考え方もあり、この点、厚生大臣どう
でしょう。

○戸井田国務大臣 御指摘の在職老齢年金の支給
範囲を拡大せよというお話でございまして、けれ
ども、御承知のとおり、今回の法改正において現行の
二十万円から一段階引き上げて二十二万円といた
したところでありますけれども、御指摘の点を踏
まえまして、在職老齢年金の支給範囲の拡大を図
ることとして、平成二年の四月よりさらに一段階

引き上げて二十四万円と設定することとした
 と思っております。

○川俣委員 財調法に入る前にひとつ確認しておきたいのですが、やはり厚生大臣に確認したいのですが、学生の国民年金の適用についてこの場での議論がありましたが、親との同居関係の違ひによって負担の格差が生ずるというのはいかかなものだろうかという疑問でしたが、再度大臣の見解を伺いたいと思っております。

○戸井田国務大臣 御指摘の点は、さきに年金審議会から「親の保険料負担が過大とならないよう、適切な配慮がなされるべきである」といった答申をいただいておりますが、この御指摘の点を踏まえまして保険料免除制度の適切な運用を図ってまいりたいと思っております。

○川俣委員 では次に財調法に入りますが、政府はどういうわけか終始一貫、今回の年金改正案と財調法案は切っても切れないセットだ、セット法案である、こういうことを主張したし、そういう空気がつくりをされておつたので我々もセットかな、そのように不思議に思つておつたのですが、年金改正案の中の負担と給付の関係がセットだというのならわかる、改正案の中の負担と給付の関係がセットだ。この二法案がセットとして全く同時に取り扱わなければならないという論拠はないのじゃないですか。いかがでしょうか。

○戸井田国務大臣 この点もたびたび御質問がありました。年金改正法案におきまして、給付改善と保険料の引き上げによる財政面の安定を図ることを目的としたおるわけであり。一方、制度間調整法案の方は、被用者年金の一元化に向けてその地ならしとして、当面急がなければならぬ被用者年金制度間相互間の負担調整を行うこととしたおるわけであり。

その結果、厚生年金からは持ち出しとなることが見込まれておりますけれども、このような制度間調整が円滑に実施されるためには、厚生年金の財政面の安定も同時に図られることが前提になつてくることは当然であります。年金改正法案の成

立がそういう意味ではどうしても不可欠で一体になるということであり。このような意味において、二法案がセットとして同時に成立をさせていたいただきたい、こういうふうに願っている次第であります。

○川俣委員 私はどうもこれは納得いかない、す

とんと落ちないものがあります。そこで、例えばこういう考え方もあります。これは感情だけじゃなくて、総理、ちよつと総理の気持ちはどう思ひますか。鉄道共済年金の救済という問題はわかります。それは分割・民営のときに国の責任でという、議事録をひもといてここでやる時間はないが、ところが、全然縁もゆかりもないと言つては悪いけれども、ほかの制度から貸して、無担保、無利子で貸して、これというなら、これはまだ提案の話はわからぬわけではないが、人がため込んでいられるものを法律で拠出しなさいというところは、どうも理解ができません。というのは、私だけじゃなくて各委員から指摘されたのでありまして、これは政府も苦し紛れにこういうものを出したというところはわからぬでもないが、やはりこの点は反省しておいてもらわないといや、反省ではなくこれは当然だという態度なのか、総理の見解をここで聞いておきたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 政府は公的年金制度全体の長期的な安定を目指して、昭和五十九年二月の閣議決定により公的年金一元化の方針を出しておるところでございます。今先生御指摘のように、鉄道共済以外の方にもいろいろ御協力をお願いする趣旨になつておりますけれども、これは同じ人間同士だ、もつと言えども同じ日本国民同士だということで、縁もゆかりもないなんということではなく、どうか御理解と御協力をいただいて、この公的年金一元化の方針に御協力いただき、その平成七年という目的に向かっての地ならしとして負担調整措置というものを閣議決定をしたわけでございますから、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

そして今回の措置により、結果として現在現役

世代の負担が特に重い鉄道共済の費用負担が緩和されることとなりますが、これはすべての公的年金一元化の観点から被用者年金各制度に共通する給付部分に係る負担の調整が行われることによるものであります。もちろん最初には鉄道共済自身の自助努力が最大限に必要であるという基本的な考え方に立つて、既載定年金のカットを含む年金給付の見直しとかJR各社の特別負担など大変厳しいものとしたしておるわけであり。それから、こういったことすべてをひとつ包含してお考えをいただきまして、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○川俣委員 今回は三年をめどに、三年時限立法のような形で与野党が御努力されて落ちついたようですが、じゃ、制度間調整の見直しに関する検討の場の設置に関する問題をここで確認しておきたいと思ひます。

「制度間調整について見直すにあたり、被用者年金制度の被保険者（組合員）などの意見は十分反映させるため、政府に検討の場を設けることとし、その構成は、被保険者（組合員）、事業主（使用者）、学識経験者とする」、これが確認されたようでございますが、この点、政府の考え方をもう少し詳しく、与野党で確認したことに対しての見解を伺いたいと思ひます。総理からひとつ。

○海部内閣総理大臣 ただいま御指摘になりました昨日の与野党四党の折衝においてお決め願いましたこと、委員御指摘の方向で対処いたす所存でございます。

○川俣委員 それから自主運用についてこの際厚生大臣に見解を伺つておきたいと思ひますが、年金積立金の自主運用、長年私たちが主張して、やっとながら承口がついた。この運用額の拡大を図るべきだと思ひますが、時間がございませんで大蔵省には伺ひませんが、厚生大臣の考え方を。

○戸井田国務大臣 自主運用は、財政の観点からいたしまして、年金財政の上からいきまして非常に重要なことでありますので、御指摘のとおり

り十分努力をしてみたい、そういう意味で財政当局とも折衝をしてみたいと思つております。

○川俣委員 さらに厚生大臣に伺ひますが、厚生年金の国庫負担の繰り延べについては速やかに繰り戻されるようにするともに、今後このような繰り延べ措置は行ふべきではない。これは国会でもかなり議論をされてこういう措置をとったが、私はこのようなことは今後やるべきではないと思つておりましたが、大臣はどう思ひますか。

○戸井田国務大臣 御指摘のとおり、速やかに返済が行われるよう、今後とも財政当局と協議してまいります。そして、平成二年度におきまして、この予算編成の過程を経て協議してまいりたい、かように思つております。

○川俣委員 それから厚生大臣に伺ひますが、公的年金一元化、これは我々が長年提唱してきた。これは単に黒字になつていいる組合を赤字の方と一緒にして処理するといふ財政調整じゃない、もつと一元的に掌握する、こういう考え方を私たちは言つておるわけでございます。したがって、この議論で私も主張してはもらつたが、もう年金庁というか、こういう時代ではないだろうか。総理にも聞いておいてもいいじゃないですか。年金担当大臣という名前だけでございまして、財布を持つていふことではなく、やはり一元化を本当にやるというなら年金大臣または社会保障制度審議会、こういうのに責任のあるセンターというふうなものを考える必要があるんじゃないのかな、やるべきではないだろうか、こう思ふのですけれども、こういったことをひとつ伺ひたいと思ひます。

○戸井田国務大臣 大変貴重な御意見を拝聴して、そういう意味で理解をいたしておりますが、厚生省といたしましては、年金審議会の意見書を受けて、既存の機関の活用を含め、どのような対応が可能であるのか検討を進めてきたところであり、御提言の趣旨は十分御理解できるわけ

でありまして、引き続き関係各省と相談しつつ、具体的な対応については検討させていただきたいと思っております。

○川俣委員 それから個別の問題ですが、個別でも非常に大きな問題は沖繩厚生年金の問題です。総理もおられますからあえて言いますが、沖繩としては大変な問題でございまして、私も大原委員と社務委員会に同席して視察に行った際に、西銘知事が、今回の陳情はあえて一件しがない、そういうことを主張されて、沖繩厚生年金の格差というのは復讐のときからあったらかされておる、こういう問題が切実であり、関係議員からも国会に反映されておりました。そして、この委員会にも出ました。そして、私たちは正式に与野党折衝に出さしてもらいました。この点について、厚生大臣から具体的に、ただ前向きにやるというだけでは私はちょっとおぼつかないで、確認したいと思っております。

○戸井田国務大臣 この問題につきましては、さきにも委員から御指摘がございました。また、御承知のとおり本委員会にも二回も請願が出ていたことでもあります。それぞれ地元からも陳情もいただいております。そして、前回の先生の御質問には前向きで善処する、積極的に善処するというお話をいたしましたけれども、その後検討をいたしました。本土と沖繩の厚生年金の格差を是正するために、本土復帰時に受給資格期間短縮の特例の対象となつた者について、短縮された期間の年金額を保険料の特例納付によって補てんをして、本土の中高齢特例並みの年金額を保障する措置を講ずることといたしたいと考えております。

具体的には、復帰時の資格期間短縮の特例措置の対象となつた者であつて、当該特例措置による老齢年金の受給資格期間を満たしている者について、報酬比例部分の年金額が本土の加入者並みの十五分分に達するまで、保険料の特例納付を認めるものと思つておられます。

納付する保険料額は、昭和四十五年一月における標準報酬月額に当時の本土の保険料率の六・二％のうち、本人負担分すなわち二分の一に相当する三・一％を乗じた額を年利五・五％で複利計算した額といたしたいと思つております。

特例納付期間は平成二年四月一日から五年間とし、納付を完了した翌月から年金額を加算する。加算される年金額は、保険料の算定の基礎となつた昭和四十五年一月における標準報酬月額を再評価した額に乗率及び保険料の特例納付月数を乗じた額といたします。

そして、以上の措置は、大体沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の改正によって行いたいと考えております。

○川俣委員 ありがとうございます。

それから、最後になりますが、結局与党も野党があるわけですから、敬意を表するわけですが、そこで社会保険庁に最後に聞いておきたいと思つておられます。問題は、年金受給者が一日千秋の思いで待っているわけですが、これできょう衆議院の場合は採決になる運びになると思つておられます。そうすると、厚生年金は二月一日ですか、国庫は二月十五日、これは大丈夫なものでしょうか、作業的にいかがでしょうか。

○土井政府委員 新年金額と改定差額の支給時期でございますけれども、平成二年二月一日に厚生年金、十五日に国民年金を支払うべく、参議院の方のお許しも得まして私も準備作業に入らせていただきたというふうに考えております。

○川俣委員 ありがとうございます。終わります。

○丹羽委員長 吉井光昭君。

○吉井委員 まず最初に、昨日の与野党四党の折衝におきまして、「制度間調整について見直しするにあたり、被用者年金制度の被保険者などの意見を十分反映させるため、政府に検討の場を設けることとし、その構成は、被保険者、事業主、学識経験者とする」旨の確認が行われたわけですが、この点についての政府の考え方を伺ひしておきたいと思つております。

○海部内閣総理大臣 御指摘の制度間調整の見直しに関する検討の場については、昨日与野党四党の折衝において御確認いただいたと承つております。先生御指摘のような方向で対処いたす所存でございます。

○吉井委員 まず合意形成のあり方についてお尋ねをしておきたいのですが、政府は、公的年金制度の役割は長期にわたる老後の所得保障にある、このように位置づけられて、その財源の仕組みの特色は世代間扶養にある、このようにおっしゃっているわけですが、こうしたことはいわば社会連帯の制度であるわけですから、そこには制度に対する国民の信頼というものが根本になくてはならないと思つております。そのためには、何よりもこの合意形成のための努力というものが極めて重要であると思つております。

前回の昭和六十年の改正は、昭和五十年代の初めから約十年間にも及ぶ改革論議が、関係審議会であるとか各政党、各種団体、また、有識者等の間で行われていたわけですが、いわば国民の意見を反映させるためのそれなりの努力があったわけでございますが、しかし、今回の改正案にはこうした合意形成のための努力の跡がうかがわれなかつたと思つております。厚生大臣はこの点についてどうお感じになつておられるのか、まず伺ひをしておきたいと思つております。

○戸井田国務大臣 御指摘のとおり、年金制度というものは国民すべての者に共通をする重要な問題でありまして、将来の所得保障をする大事な法改正であります。今回の年金改正案の策定に当たっては、国民各層を代表する有識者で構成されております年金審議会において約一年半近く慎重かつ精力的に御審議をいただき、昨年の十一月に意見書の取りまとめをいただきました。そして、この意見書に基づきまして政府案を取りまとめ、さらに改正案の国会提出に先立って年金審議会及び社会保障制度審議会に諮問をいたし、その御了承をいただいた上で国会に提出したところであります。それで、国民各層の御意見を反映させ

るために最大限の努力をいたしたところであります。さらに、国会で連日大変御熱心な御討議をいただいているところであります。

○吉井委員 それなりの努力はされた、こういうことでございませうけれども、いずれにしろこうした問題は、先ほども申し上げましたように、非常に大きな問題であります。また今後、こうした根本的な問題の改革といひますか改正といひますか、そういった問題もいろいろと起きてこようかと思つておられます。どうかひとつ十分国民の合意が取りつけられるように、さらに努力をしていただきたいと思つております。

次は、人口構成の問題の取り組みですが、政府の資料によりますと、我が国の出生数と合計特殊出生率、この実績はここ十数年で減少し続けておるわけですが、ことしの出生数は、速報値から推定をいたしますと二百二十八万人台に落ち込む、また特殊出生率も一・七人程度である、このように言われております。しかし、将来の推計を見ますと、一九九八年ごろは戦後三度目のベビーブームがやってきては現在の水準に自然に回復する、こういう見方もあるわけですが、その一方、この政府見通しはほとんど合理的な根拠に乏しいのではないかと、甘いという指摘をする研究機関もあるわけでございます。むしろ、出生率は将来にわたって下がり続ける一方ではないか、年金、医療保険制度がこれによって果たして支えていくことができるのだろうか、やがては日本経済にも壊滅的な打撃を及ぼすのではないかとという予測も出ているわけでございます。

その原因は、たくさんあるかと思つておりますが、何といひましても住宅事情の悪化、こういうこととに一番大きな原因があるのではないかと、思つておられます。また、年金問題も実は根本的にはやはり人口構造の問題だ、このように思つておられます。こうした意見には大いに耳を傾けていく必要があるのではないかと。いずれにいたしましても、二十一世紀における人口構造の問題は大きな政治課題だ

と思いますが、総理はこの問題に対してどのような認識をされておられるのか、また、どのように取り組んでいくつもりなのか、その決意をお伺いしたいと思ひます。

あわせて、こうした観点から我が党が長年推進してまいりました児童手当制度の強化策についてお伺いしたいと思ひますが、新聞報道によりますと、次期通常国会に個人負担を盛り込むなどの実質後退したような内容の改正案を政府は提出する方針だ、このように聞いておりますけれども、四〇％突破目前の国民負担率を考え、かつ、教育費それから養育費の負担の急増等を考え合わせますと、これらの負担を少しでも軽減して支給額の改善をした内容にすべきと思ひますが、この点につきましても総理の御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 今いろいろ事実を挙げて、将来二十一世紀の人口構造の変化に伴うお話がございました。私も、最近の人口構造の推移というものは議員御指摘のとおりだと思ひます。今年満百歳を超える御高齢の翁が三千七十八名になられた。長寿社会が来ることはいいことだと私は思っておりますけれども、それは医療とか年金の問題だけじゃなくて、生きがいを持つて心豊かに過ごしていただくような長寿社会はどのようなものであろうか、これが考えていかなければならぬ重要なテーマであることは当然であります。

また逆に、生まれてくる子供の数が少なくなつていくではないか、これも御指摘のとおりで、私の記憶に誤りなければ、成人式に二十を迎えた方がたしか百八十七万人前後だったと思ひますが、お生まれになった方は百三十一万人前後ということでありまして、これだけでも減少しておる。将来に向かってこういった傾向が続いていくことを何とかしなければならぬというので、いろいろな施策もとられておると思ひますが、この大きな大きな人口の流れというものは政策的にそう簡単に、手の平を返すように変えるのは難しい問題

ではないかと思っております。

したがって、少なくなつていくこれらの人々を、子供たちをどのような環境で育てていくのか、子供が育つたら今度はどのような環境で教育していったらいいのか、あるいは福祉や年金の問題に入っていきますと、これらの人々に将来を支えてもらうわけでありまして、支えるときに必要以上の負担がかからないような制度、仕組みとはどんなものであろうかと、いろいろ考えていかなければならぬ問題がたくさんあると思ひます。そういった意味におきまして、高齢化対策とともに、生まれてくる子供をいかに健やかに育て、そして社会の一員として社会に送り出していくかということも、これからの二十一世紀に向かつての政治の大きな宿題であらうと考えております。

また、後半で御指摘になりました児童手当の問題につきましても、これは厚生大臣から詳しくお答えをさせていただきます。

○戸井田国務大臣 人口構造の問題につきましても、今総理が御指摘のとおりでありまして、長寿社会に向かつて年金制度を安定させていくとするならば、どうしても世代間扶養の仕組みにおける年金制度そのものを安定させていかなければなりません。そして、その年金制度を支えていく基盤の安定ということも、同時に、今総理が御指摘になりました人口構造の問題もありません。そういう意味で、特に次の世代の働き手になる児童の育成ということについては非常に大きな問題の一つであるというふうに思ひます。

委員御指摘の児童手当制度の創設は、児童の養育とか家庭の生活安定、児童の健全育成、資質の向上、そういったものを目的として実施されたものであります。今後の制度のあり方につきましても、今御指摘のありました出生率の低下の問題あるいは女性の社会進出の問題、児童や家庭を取り巻くいろいろな環境の変化、こういったものを踏まえて中央児童福祉審議会において幅広く御審議をいただいて、その結論をいただいて、それに基

づいて見直しをやりたい、来年にも見直しを実施していきたい、かように思っております。

○吉井委員 今総理から御答弁をいただいたわけですが、確かに総理がおっしゃる通りに、急激に見直しということは非常に難しいかもしれせん。しかし、いずれにいたしましても、この人口構造の問題というのは我が国が抱えている最大の政治課題と言っても過言ではないと思ひます。そうしたことで、そういったいろいろな施策が講じられるわけですが、少なくとも今行われているいろいろな施策の中において、出生率の改善を図っていくといったものについて見直しを早急に見直す必要があるのではないかと私は思ひます。

そうした中で、保育制度のあり方ですが、現在八百万人を超すパート労働者を初め、今も厚生大臣がおっしゃいましたけれども、女性の働く人が非常にふえてきた。労働形態も非常に多様化してきたわけですが、特に夜間の勤務とか土、日の勤務の場合、乳幼児を預かってくれる施設が非常に少ない。御承知のように、サービス業が今どんどん盛んになってくる。そうなりますと、どうしても土曜、日曜といった日にパートで働きたいという方がふえてきているわけですが、公立の保育所あたりは土曜日、日曜日になりますと門を閉ざします。したがって、子供を預けるところがない。したがって、最近ではベビーシッターというものが非常に盛んになってきている。だから、そういった点から見直しをして、働きやすい環境づくりの視点からこうした点も改善をしていかなければならないのではないかと私は思ひます。

また、住宅年金、住みかえ手当制度の創設なんです。去年十一月二十七日に発表されたある不動産研究所の九月の調査結果によりますと東京の地価が再び上昇し始めた、こういうふうな報道されておるわけでございます。こうした都市部を中心とした地価の高騰によって都市サラリーマンのマイホームの夢はもう絶望的であります。そして

アパート代も、大卒の初任給は大体十五万三千元と言われているんですが、その半分以上の八万円はこのアパート代にかかるのではないかと言われております。こうした若い人たちに老後生活に明るい希望が持てる政策として、同じ四十年の加入期間を必要とするのであれば、多くの問題は当然あるとしても、現金給付のかわりに住宅給付の年金制度があつてもいいのではないかと。

それから、高齢者の住宅問題もまた非常に深刻であります。老朽化したアパートの建てかえといったことに伴つて転居を迫られるケースが非常にふえている現状に対応して高齢者の住みかえ経費、新旧家賃の差額、敷金、礼金、仲介料を補助する住みかえ家賃補助制度、これをスタートさせようとしておる自治体、これには東京の江戸川区があるわけですが、こうしたケースは今から都市部にはどんどん多く見られるのではないかと思ひます。したがって、特にひとり暮らしの高齢者の住宅保障のために、この制度に対する国の幾らかの援助ぐらゐは考えてこれを支援をしていくべきだと思ひますが、この点はいかがでしようか。

○戸井田国務大臣 今委員御指摘の問題は、一つは保育の問題、一つは住宅保障の問題、それからいわゆる都会における住宅環境の融資制度等についてでございますけれども、特に夜間保育につきましては、最近大変女性の社会進出が多くなりまして、勢い夜間勤務なんかもあつたり、あるいは時間の延長勤務があつたり、そういった中で保育をされていかなければならない子供さんたちの環境が非常に厳しくなつておることは御指摘のとおりであります。昔、いわゆるベビーホテルなんというものが出てきて大騒ぎをしたことがありましたけれども、やはり公的な面でそういった設備が十分行われないうと、どうしてもそういった不安定な環境の中で子供さんが苦勞しなければならぬ。不幸な保育の状況の中に置かれなければならない。こういうことがないように努力をしておるところであります。

特に夜間保育については、延長保育等についても努力をしているわけでありますが、実際にこの保育を行うとなると、そこで働く保育さんの問題であるとかいろいろな面が、逐次このころでは改善されてきておりますが、これからの一層先生御指摘の方向に努力をしてまいりたいと思っております。

特にまた、休日保育の問題は検討を要する問題だろうと思っております。特に看護婦さんのように休日勤務したりあるいは夜間勤務したり、こういうような者がその任務を全うする上でどうしても保育に欠ける子供が出てくることは好ましくありません。そういうためにもいろいろ検討の対象にしていきたい、かように思っております。

そしてもう一つは、御承知のとおりお年寄りが安心して暮らせる住まいの確保の問題であります。が、厚生省といたしましては、家賃を補助するという計画はありませんが、シルバーハウジングであるとかケアハウスの整備を進めたり、あるいは住宅の中でいろいろと改造をしたり、そういった安心して暮らせる住まいを確保するための援助はこれからも努力をしていきたい、かように思っております。そして、年金制度において住宅を保障するという仕組みを採用することは困難でありますけれども、積立金を活用した年金住宅融資の拡大等については、これからの十分に努力してまいりたいと思っております。

○吉井委員 では次に、消費税の福祉目的税化について総理の御見解をお伺いしたいのですが、そもそも政府では、消費税を法制化する前の段階で、二十一世紀の高齢化社会に向け、安定した財源の確保のため福祉目的税の創設が必要だ、こういうことで福祉目的税案というものをまとめたというわけでありまして、この試案によりましてという、基礎年金の国庫負担及び老人医療費公費負担を対象として、そして税率の改正は人口の高齢化率、年金の成熟化率等を基準として一定期間ごとに行う、このようになっていたはずでございますが、いつの間にかこれが消えまして、なおかつ消

費税を福祉目的財源に使うということさえも最後には消えてしまったわけですね。それがまた参院選後には見直しの目玉として再浮上してきたというわけですが、総理は、この消費税の福祉目的税化についてどのような考えをお持ちなのか、お聞かせを願いたいと思っております。

○海部内閣総理大臣 政府といたしましては、これまで国民福祉の充実等に必要と認められた安定化に資するために、大幅な減税とあわせて消費税の導入というものを考慮してまいりました。消費税は目的税ではありませんが、消費税導入の趣旨を踏まえて、優先して国民福祉の充実に充てるという考え方をとってまいりました。そうして、まさにそのことについてどのような扱いをするかというところで、去る二十四日には政府税調のフォーアアップ小委員会において中間報告をいただきました。その中間報告の中に示されております論点等を踏まえて、さらに国民の皆様の納得のいたされるような方向でたまたま検討しておるところでございます。

○吉井委員 では、これも委員会や本会議でいろいろと論議されました問題ですが、いわゆる厚年、国庫の積立金の自主運用の拡大についてでございます。

去る十一月九日の衆議院本会議において、年金積立金の運用問題について、私の質問に対して総理は「着実に運用額の増大を図っており、その努力を積み重ねていくところでございます。」という御答弁をいただいたわけでございます。この努力を積み重ねていくということは結構なことなんです。問題は、年金資金が年金に還元されるように均衡のとれた運用がなされているかどうかというところでございます。厚年、国庫の運用状況を見ますと、財政投融資協力が九割、そして自主運用は一割。他の年金制度と比較をいたしますと、一番不均衡な運用がなされております。少なくとも積立金総額の三分の一程度までは自主運用の確保があつてしかるべきだと思うのです。が、いかがでしょう。

○戸井田国務大臣 自主運用に対する総理の御答弁は、私も同じようにそうした方向に目指して努力をいたしているわけでありまして、委員御指摘の趣旨と大体同じ方向に、積立金の三分の一程度を目標として今後とも自主運用の拡大に努力をしていくと思っております。

○吉井委員 次に、基礎年金の国庫負担率の引き上げの問題ですが、これもたびたび出てまいりました。これにちよっと関連をいたしまして、昨日、昨晩ですか、この問題についてのいわゆる与野党合意が行われております。それを新聞報道で見ますと、厚生年金の保険料率は、平成二年の一月から十二月までの引き上げ幅が一・九％、それ以降の引き上げ幅が二・一％となつております。ところが、これは厚生年金でありまして、国民年金については全然述べられていないのですが、この点はどうなつていますか。

○戸井田国務大臣 昨日の合意では、御指摘のとおり負担については最初の一年間が一・九、そして二・一、すなわち本人負担は一・〇五ということとで与野党間の四党で合意をしたということとを私も聞いております。しかし基礎年金につきましては、御承知のとおり国庫負担で賄えという御意見でございますけれども、私もいたしましては、年金一元化の方向を目指して、六十年改正において御承知のとおり今回の基礎年金を導入し、そのときの負担が三分の一、すべてに共通した三分の一で国庫で支えるということにしたわけでありまして、しかし、これは将来に向かってやばり、その基礎である受給者というものの高齢化が非常に急速に進んでいくということになってくると、国の負担をさらにふやしていくということは大変困難な負担になってくるだろうというふうに考えるわけでありまして、定額ではありませんが、そういう意味では、この負担につきましても、国庫負担をこれ以上ふやすということなく御了解願いたいということをお願いしたわけでありまして、

○吉井委員 時間もございませんが、最後に、この年金の支給年齢の問題と高齢者の雇用の問題、これはもう切っても切り離せない問題でございますが、まず総理御自身の高齢者雇用ビジョンについての御意見、これをお伺いしておきたいと思っております。

そしてもう一点は、六十五歳までの雇用機会の確保がいろいろと行われておりますが、厚生省としても長寿社会雇用ビジョンですか、そうしたものを作成すべく検討中であるということでございますが、これはいつごろを目途に発表されるのか、この点もあわせてお聞きをしたいと思っております。

○七瀬政府委員 最後の質問について、労働省で長寿社会雇用ビジョンの策定を検討いたしておりますので、その点について御説明申し上げます。私もいたしましては、将来の経済社会あるいは労働力の需給の展望なども含めまして、長寿社会雇用ビジョン研究会に検討をお願いしております。年度内を目途に御報告をいただき、それをもとに、早急に長寿社会雇用ビジョンを策定する所存で鋭意努力をいたしておるところでございます。

○海部内閣総理大臣 高齢者の皆様方の中に、働こうという希望を持ち、そして働く能力を持っていられる方々にできる限り雇用の場を提供していくということは極めて重要な課題であると受けとめておりまして、そのような方向に向かうよう努力を続けさせていただきます。

○吉井委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○丹羽委員長 田中慶秋君。

○田中(慶)委員 この年金問題は、今回受給者二千五百万人の受給対象として、老後の生活に欠かすことのできない大変重要な問題であるわけでありまして。特に年金と雇用というものは表裏一体であるわけでありまして、今回の厚生年金の問題で、六十歳を六十五歳の支給開始、こういう形になっているわけでありまして、昨日来のそれだけの与野党の話し合いで、今回は削除されませんでした。しかし、問題として前提となるのは、高齢化の問題を含めて将来六十五歳の雇用確保が明確に

ならなければならないと思います。

その前段として、現在六十歳の定年という問題がまだ六二％台であるわけでありまして、そんなことを含めて、一つには六十歳定年を義務化なり制度化を明確にする必要があるだろう。もう一つは、六十五歳定年実現に向けて、これは一つには法律的不可能であるならば、六十五歳の雇用確保に対する政府としての提言や、あるいはまた大きな社会全体の六十五歳の定年というように対する認知をする意味で、政府として雇用等の問題について明確にすべきではないかと思いますが、総理の見解をお伺いしたいと思います。

○海部内閣総理大臣 本格的な高齢化社会の到来を迎えておりますので、今委員御指摘のように、六十五歳までの雇用機会の確保をするというものは、政府といたしましても極めて重要な問題であると受けとめさせていただいております。そうして、その問題につきましても、長寿社会雇用ビジョンの策定の検討を進めましては、法的整備のあり方も含めて、六十五歳までの雇用機会の確保のため、今労働大臣から雇用審議会に諮問をいたしておりますけれども、今後とも高齢者の雇用対策につきましても、政府として全体を挙げて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○田中(慶)委員 その前段として、現在の社会的な定年は五十八歳が平均であります。そして先ほど申し上げたように、六十歳定年でさえもまだ六二％です。ですから私は、将来の六十五歳を考えると、その基礎である部分の六十歳という問題を、義務化なりあるいはもっと積極的に進める措置というものが必要ではないかと思うのです。そのことについて、政府としての全体的な啓蒙や義務化を進める意味での取り扱いというものが必要ではないかと思うのです。

これは通告にありませんから、そういう点を含めて、この六十五歳の前段としての取り組みの六十歳を、もっと積極的に義務化なり法制化なり、いろいろ問題があるかと思いますが、それを推進する、その基礎をつくっていかねば、六十

五歳というものを幾ら絵にかいたところでできないと思います。ですから、六十歳というのが言われても既に久しいわけですから、それを義務化をさせる、そういう決意があるかどうか、総理の見解をお伺いしたい。

○七瀬政府委員 ただいま総理からお答えがございましたように、六十五歳までの雇用機会を確保する、そのために積極的に取り組んでいくというのは私も労働省の使命であると思っておりますが、その前段としての六十歳定年の一般化、あるいは定年制がある場合に、六十歳が最低限常識である、そういう社会意識を形成しながら、現在、高齢者雇用安定法に基づく各種行政措置を積極的に展開しながら、六十歳定年の定着化ということに積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○田中(慶)委員 続きまして、老後の所得保障をする公的年金制度の根幹部分は基礎年金制度である、これは明確であります。財政事情を度外視して考えるならば、基礎年金部分は国庫負担を中心として行うというのが、これは一つの考え方でありまして、私もその方がよりベターであろうと考えているわけでありまして。

海部総理は、消費税による財源は福祉に充てべきだという考え方を示しになっておる。福祉というものは、御承知のように年金、医療そしてそれ以外の例えば重度障害者の問題を初めとする施設づくりの問題であらうと思っております。ところが、今回の問題でも明らかのように、国庫負担は現在の三分の一。すなわち、かつての直接税を中心とした税体系の中から行われているわけでありまして、広く国民大衆が負担する消費税が入ったという前提で、税体系もやがて変わっていくであろう。新しい税体系のものと年金の国庫負担に対する新たな考えを議論すべきではないかと思っております。

そういう中から考えてまいりますと、将来のことも含めて私どもは、この三分の一の基礎年金部分の国庫負担というものは、将来は二分の一にすべきではないかという考え方を持っているわけ

すけれども、総理の見解をお伺いしたいと思います。

○海部内閣総理大臣 基礎年金に対する国庫負担につきましては、先ごろの年金改正において、全国民を通じて負担の公平を期するために基礎年金の三分の一に集中したことは御承知のとおりだと思います。現行の三分の一の国庫負担率でも、今後の高齢化の進展に伴う受給者数の増加や給付改善に伴う給付費増加により、国庫負担額は相当かさ上げされていくものと見込まれており、今後とも国の財政状況は極めて厳しいものと見込まれております。

今、委員御指摘の消費税の問題について、これは福祉に優先して使おうと政府は言っておるではないか、そのとおりでございます。福祉に優先して使おうといたしたく、そういう考え方でもありますが、現在の国の福祉関係経費の規模というものは、消費税の税収の国に入る分をかなりの額上回っておりますので、それで同じ次元で論ぜられる問題ではございませんので、国庫負担率を今消費税が入ったからといって直ちに引き上げすることは極めて困難な問題であると受けとめさせていただいております。

○田中(慶)委員 その辺に対する総理の見解と私の見解は若干ニュアンスが違ふと思っております。四％の経済成長率をキープし、かつまた税体系が、従来は直接税を中心とした中で三分の一、そして新しい税体系に変わらないうちで、将来この基礎年金部分の国庫負担というものは二分の一のあるべき姿とすることを、やがて来る福祉国家、福祉社会制度の中の基本的な考えとしてそうあるべきだと私も考えているわけなんです。ですから、今回も私たちがこの負担率の問題の中で考えている、二分の一、政府から出された中で二・二というアップ率については、三分の一を従来の基本的な税体系の中で行ってきたわけでありまして、そういう点で、二分の一という前提で考えてまいりますと、逆算すれば一・九、こういうことを含めて私どもは一・九という問題についてそれぞれ考えて取り組んできたわけでありまして、そういう背景があ

るといことはこれからもぜひ御認識をいただいで取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

そこで、政府は平成七年に公的年金制度の一元化を目指しているが、今回の被用者年金制度の財政調整に対する提案はその一歩だということでは理解しております。ただ、鉄道共済の場合においては特殊性があり、今日の鉄道共済の赤字を招いたのは国の責任であるということも認識をしなければいけないと思うのです。例えば戦後の処理の問題あるいはまた満鉄の問題等々を含めた、そういう一連の問題があつてこの赤字という問題があるわけでありまして、この国の政策責任について総理はどう認識をされているのか。それは鉄道共済の将来にわたる大きな問題でありますから、その辺を含めて取り組んでいかねばならないであらう、こんなふうに思っておりますけれども、総理の見解をお伺いしたいと思います。

○海部内閣総理大臣 鉄道共済年金問題、その赤字の原因には、鉄道共済年金問題についての有識者による懇談会の報告書でも指摘されておりますように、退職時特別昇給の年金額への反映あるいは保険料引き上げ不足など、旧国鉄共済時代の制度運営に起因する側面があるということ、またモータリゼーションの進行など産業構造の変化、人口の高齢化に起因する側面があるということ、この二つの点が指摘されておったことも私は思い起こすわけでありまして。

今回の鉄道共済年金問題の対応は、これらの原因を勘案しつつ取りまとめたものでございまして、政府といたしましては、鉄道共済年金の支払いに支障が生ずることのないよう最大限の努力をし、諸般の対策を講ずることが政府の果たすべき責任であると認識いたしております。今回も年三千億円に上る平成二年度以降の鉄道共済年金赤字の負担調整措置により対応することとし、今回所要の法律案を提出して皆様に御議論をいただき、

お願いをしておるところであります。

○田中(慶)委員 限られた時間でありまして、この辺についても、それぞれ今までの質疑の中で明らかにしておきますので、その辺もよく議事録を読んでいただいて、その辺を含めて御理解をいただきたいと思ひます。

そこで、急速な高齢化が進む中で、国民の中には年金、医療、福祉に対する不安感があることは事実であります。この不安感を払拭する意味で、我が党は、従来からの多くの問題点を総合的に判断をしながら、新しい福祉ビジョンというものを打ち出してまいりましたし、海部総理としても高齢化社会に対する取り組みという問題を積極的に行われると思ひますけれども、この辺の見解を明確にさせていただきたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 政府が昨年十月お示しいわゆる福祉ビジョンというのは、昭和六十一年の六月に閣議決定いたしました長寿社会対策大綱を踏まえて、年金、医療、福祉等につき、例えば在宅介護サービスの大幅な拡充など、具体的に掘り下げたものをお示ししたつもりでございます。この福祉ビジョンに基づいた各般の施策を実施しつつ、このビジョンの内容について国民の皆様方に一層御理解をいただけるように、また政府としても挙げて取り組んで努力を続けてまいりたい、こう考えております。

○田中(慶)委員 政府の打ち出している福祉ビジョン、私も読ませていただきました。しかし、それは大変大きな綱であつて、具体的な中身の問題になると乏しい部分、財政的な裏づけの問題になると乏しい部分等々があるわけでありまして、やはり国民の不安感を解消する意味ではある意味でのロマンや具体性、こういうことが必要でありますから、総理は、そういうことを含めてこれから具体的な問題としての取り組みも御指示を検討していただきたい、要望しておきます。

そこで、実は今度の年金の問題で、二十歳以上の学生の、年金の従来の欠陥部分の見直しというものが今回されたわけでありまして、そういう点

ではこのことに対する期待は大変大きいわけでありまして。ただ、学生そのものが、総理も御存じのように、それぞれ地方から出てきていたり、いろいろな形、環境が違つておりまして、そういう点では、今教育費は全般的に負担が大変大きい、そういう中でこれを学生に負担をさせる、あるいはまた親に負担をさせるというのはさらに大きいわけでありまして、そういう点では、制度上は理屈としてもよくわかります。そしてまた、減免措置を含めたわかりやすい手続というものが必要であると思ひます。例えば、地方自治体にそのことを任せるといったところで、非常に難しい。こういう一連の問題を含めて、学生たちが不公平感を生じないように、みずから提出した、みずから申請したような形の中における制度上の取り組みというものが必要ではないかと思ひますが、これらに対する見解をお伺いしたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 学生を国民年金の適用対象とするに当たっては、さきに年金審議会から「親の保険料負担が過大とならないよう、適切な配慮がなされるべきである」との答申がなされておるところから、この趣旨を踏まえまして、御指摘のように状況はいろいろ違いますし、あるいはまた、親のところへストレートで負担が来るケースもそれはございましょう。これらのことを考え、保険料免除制度等の適切な運用を図つてまいらる考へております。

○田中(慶)委員 ぜひ努力をしていただきたいと思ひます。

そこで、実は今回の年金制度の問題の中で、それぞれ議論をされた諸問のあり方について大変問題を残しているわけでありまして。従来の社会保障制度審議会、これは四十年にわたる大変すばらしい歴史を持つております。それには、三者構成として、学識経験者、保険者、被保険者、そしてその結論はいつも一本化、大体一致を見て答申をされておりました。今回の年金制度の問題については、年金審議会の中における一つのあり方とし

て、すべてを学識経験者扱いにしておりますから個人の資格でもありますし、そして、その結論についても、労働者側の委員が退場したにもかかわらず、その検討の答申というものが大方一致を見たとというような展開であつたわけでありまして。こういう一連の問題というのは、国民の年金であります、イデオロギーじゃありません。こういうことを含めると、これは一本化ということが必要なのわけでありまして。そういう中で私どもは、今回の質疑の中でもこういう問題について、次に年金や国鉄共済の問題を検討するに当たって、少なくとも事業主や労働組合の代表や学識経験者を踏まえた新たな機関をつくつて、年金という問題を改めて検討する場が必要であらう、こういうことを議論させていただきまして。こういうことも含めてぜひ見解をお伺いしたいと思ひます。

あるいはまた、鉄道共済年金の問題については、御承知のように三千億の赤字だと言われておりますけれども、その基礎たる算出基準というのは余り明確ではありません。なぜならば、昭和六十三年十月にそれぞれ検討して昭和六十五年以降にわたる検討の基礎データをつくつたものでありますから、当時と社会環境や土地の環境やすべてが違つてきている。そういう点ではこの三千億という数字そのものについて見直しが必要であらう。こんなことから私たちは今回、鉄道共済等を含めて、三年間見直し条項を含めて取り組みさせていただき、そしてその中で、少なくとも次の財政再計算の時期を含めて、あるいは財政の計算を含めて検討すべきではないか、こういうことを議論させていただいたわけでありまして。

そんなことを含めて総理のこれらに対する見解を求めたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 いろいろ問題を解決するために、合意を得るため三者構成の話合いの場を設けていけつたという御趣旨のようでございますが、きょうまでそういったことはいろいろな他の面で行われてきた、経験のあることだと私も承知しております。

具体的には、今回の年金の制度間調整の見直しに関する検討の場の設置に關しましては、昨日、与野党四党の折衝において、その場をつくるということ、同時にその場には被保険者、事業主、学識経験者の三者の代表が集まるようにすること、それが御確認されたということをおも承つております。政府といたしましては、御指摘の方向で対処していく所存でございます。

なお、三千億の算出の基準につきましては厚生大臣からお答え願ひます。

○小村政府委員 私ども共済を所管しております大蔵省といたしましては、年金数理、各データに基づいて算出したものでございます。

○田中(慶)委員 言つておることはようわかりません。

やはり今回の鉄道共済を含めての見直しの問題は、少なくともそういう基礎データの問題を含めておやりになるということでありまして、そのことを含めて、皆さん自分でつくつたデータですからこれは誤つておられますというところはありますんでしよう。しかし、六十三年十月というときの環境と現在とは違つておりますよ。ですから、将来のことを含めて、そういうことで見直しという問題が、お互いに合意を得たのですから、そういう点を含めて見直しになっているのですよということをぜひ御理解していただきたい。

時間が来ましたから、限られた時間でありまして、それは従来の質疑の問題を含めて、このことも大変重要な問題でありますので総理もぜひ一読していただいて、これからの鉄道共済の問題あるいは全体の年金の問題についてもぜひ御理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○丹羽委員長 田中美智子君。

○田中(美)委員 私のきょうの質問は十五分です。で、総理にお願いしたいのですが、五項目にわたつて質問いたしますので、簡潔に御答弁願つて、五項目すべてが質問できますように御協力願ひたいと思ひます。

まず最初に、物価スライド分と再計算によってのアップ分、これを本体の改悪を成立させるために人質にとりてこれまで支給をおくらせてきたことは大変遺憾なことだと思ひます。消費税のもとで非常に苦しんでいるお年寄りたちは、わずかなお金ではありますけれども、待ち焦がれていたわけですから、もう待つ時間は限界にきておりますので直ちに給付すべきだと思ひます。一体いつこのお金がお年寄りの手に届くのか、その日時を教えてくださいたいと思ひます。

○水田政府委員 平成二年、明年の二月一日に厚生年金、十五日に国民年金の支払いを行う予定でございます。

○田中(美)委員 支給を六十五歳から延ばすということは、定年制が六十五歳になる保証が全く見えない中でこれは断じて許せないものだと思ひます。その上に、長時間過密労働の中で定年制が延びたとしても、体がすたすたになつてももう働け続けられない、こういう実態がある中で六十五歳に延ばすことは絶対に許すことはできないと思ひます。

私は、愛知県にありますがトヨタの労働者に集まつていただきました話を聞きました。ところが、ほとんどの方たち、圧倒的多数の人たちが言っているのは、家のローンや子供の教育費の負担がなければ、もう体が太変だから五十五歳でやめたい、五十五歳から年金をもらいたい。それは西ドイツなどは五十五歳からという、そういう国もあるわけですが、そういうことを言っております。(発言する者多し)委員長、妨害をやめさせてください、時間が少ないのですから。その上、総理、トヨタは六十歳になつておりますので、薬を飲みながら、通院しながら、年休を使って病院に行きながら必死に働いておられるんだと言っているのです。ですから、六十歳でもとても大変なのに、これを六十五歳にするというところは死ねというところかという声がいっぱい私に届いたわけですから。こういう意味で絶対に許すことはできません。六十歳支給を将来にわたつて堅持すべきだと思ひ

ますが、この点について、きょうは総理質問ですので、総理にお答え願ひたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 年金の給付水準を維持しつつ後代の負担を適正なものにと定めるためには、支給開始年齢問題も避けて通れない課題でございます。政府といたしましては、高齢者の雇用対策につきましては政府を挙げて努力をして取り組んでまいりますので、この問題についてはどうぞ御理解も賜りたいと思ひます。

○田中(美)委員 幾ら御理解を求めると言ひましても、六十歳定年制の保証が全く見えないし、長時間過密労働の解決が全く見えない中で、ここで言うことは逆じゃないか。まずこれをやめてから、本当にそれができてから考えるべきであつて、全く見えないのに六十五歳にするというものは何としても許すことはできません。空白の間まるでクマのように冬眠せよと言ふのか。こういうむちゃなことを自民党・政府はやつていゝと言わざるを得ません。

次の質問に移りますが、今、長期にわたつて安定させるためにというふうに総理は言われましたけれども、現在の基礎年金の保険料は八千円です。これが毎年四百円ずつ上がっていくわけですから、現在でも滞納と免除者が三割近く、ほとんど三割になつております。これがどんどん上がっていくということになりますと、滞納者は急激にふえていくということが目に見えていまし、今までの社労委員会でもこの問題は質問で詰めてきたというふうに思ふのです。これが、四〇%、五〇%滞納者が出るということになりますと、安定的な財源などと、そんなのんきなことを言つていられないで、この制度自体が崩壊してしまふというふうに思ふのですが、これについて総理は大丈夫だと思はれるのですか、お答えください。

○海部内閣総理大臣 今回御提案申し上げております国民年金の保険料は、御指摘のような問題が生じないよう引き上げ幅も小幅で、かつ段階的に行つていくこととしておりますので妥当なもので

ある、こう考えますし、なお、滞納の問題は、これは御理解いただいて、滞納が今後も生じないよう一層努力をしていかなければならないと受けとめさせていただいております。

○田中(美)委員 ないそでは振れないという言葉がありまされども、払えない人が今三〇%近くもいるというのに、総理が幾ら努力したからといって、どういふ努力をしてこの滞納が減るというのですか。今の八千円でも払えない、夫婦で一万六千円、毎月ですからね。お金のあるあなた方にはわかんないかも知れませんが、完全にはそれができないなどというようなことは何の保証もないのに、これはちゃんと払えるように努力できるのだ、そういう言い方はないでしょう。このようにして努力するんだというならわかります。その上、それは、全く八千円や一万六千円に払うことなどは何ともないという立場の人の言葉であつて、現実には年金は欲しいけれども、先が不安だけれども、今払えないんだ、こういう人たちがどうするんだということを聞いているのです。払えない人たちはどうするんだと聞いている。これが今三〇%に、四〇%、五〇%になつたら崩壊するじゃないですか。どうやら四〇%も五〇%も滞納や免除があつて崩壊しないという保証があるのかというのを聞いています。ただ払わせますように努力するということは、それはあれですか、まるで赤紙を張るようになつていくということですか。

○海部内閣総理大臣 制度、仕組みの中には、分けますと、参加してもらふ方にはやはり払い込んでいただくなければならぬというのが制度が成り立っていく大前提でありまして、それに対する給付も十分な給付になるように努力しておることは先生もお認めいただけると思ふのです。

ただ、問題は、本当にいろいろな事情があつてお金の難なお方に対しては、ただいま免除制度等もあるわけでありまして、そういうときは事

情を御開陳願つて、こういう理由で払えないのだということ免除制度を御利用いただくべきではないでしょうか。私は、そう受けとめさせていただきます。

○田中(美)委員 総理は、現状をよく御存じない。これはもう免除だつて、免除をしてほしいと言つて行つてもなかなか免除には免除してくれないんです。ですから、どんどん滞納がふえていくなつていないということがわかつたということ、一つはこの審議の前進だと私は思ひます。

次の質問にいきますが、前の社労委員会でも申し上げましたが、現在、女性の年金は男性の六〇・六七%です。この格差はいつになつたらなくなるか、大臣はお思ひになりますか。

○海部内閣総理大臣 御指摘の年金額の男女差というのには、おっしゃる通りに結果においてそのような差が目につくと思ひますけれども、しかしこれは、男女雇用機会均等法の施行によつて男女の賃金格差というものもだんだん解消されてくると思ひます。

同時にまた、きょうまでの年金額の男女差というものは勤務年限の長さとかいろいろな条件で決まつてくる年金額でございますので、その差があつたということと今後努力をしていこうということと、どうぞあわせてお考えを賜りたいと思ひます。

○田中(美)委員 大臣は女性の問題を全くおわかりになつていらつしやらないという感じがいたしました。というのは、サミットに参加する国の中で男女の賃金格差が広がつた国は日本しかないのです。だんだん均等法によつて縮まつた、こういうふうにお思ひになつていらつしやるかもしれませんけれども、実際にはこれはどんだん広がつていゝのです。今少し広がつていゝんですね。こういうことを考えますと、女性の年金というのは、今のよううな制度の中では半永久に男と同じような年金に

はつていかないということですね、そういうことを一つお教えいたしておきますから、今後きつと御勉強いただきたいというふうに思います。

その次に、基礎年金で、これは一番基本の問題です。で、総理よく聞いていただきたいのです。基礎年金まで保険料の掛けた金額と掛けた期間によって年金額が決まる、こういうことを基礎に

してきていて現在の年金制度は、国がまるで年金保険会社を営んでいるものだと思ひます。スウェーデンのように基礎年金は国と企業が全責任を持つという基礎、こういう年金制度、社会保障的な年金制度に変えていく、思い切った発想の転換をする必要があるところに来ているのではないかと。金持ち日本と言われていながら……

(発言する者あり) 妨害はやめさせてください、委員長。静かに聞いてください。大事な話をしているのです。あなたたちがよくわからないことを教えているんですよ。ちゃんと聞いてください。

日本の社会保障は、社会保障などと言えるものではない。年金は社会保障などと言えるものになつていませんよ。せめて基礎年金は国と企業が責任を持つて、すべての日本人に責任を持つということになれば、無年金者だって百万近くもいるという人を救うことはできます。それから、男女の年金格差もずっと縮むことができます。その上に厚生年金とか共済年金というものが二階建てにいく、これが世界の社会保障の行き方だと私は思うのです。ところが、日本のこれは社会保障じゃないですね、政府が保険株式会社をやつてもうけている、そういう感じの問題だというふう

に、私はまさにそういう感じに思ふのです。ですから、海部総理、私は今すぐそうせよとは言いません。しかし、今言った女性の格差の問題にしたつて、無年金者にしたつて、滞納者にしたつて、この滞納者は次の無年金者になつていく人たちなんですよ、そういう意味ではこういう方向に、社会保障的な年金にしていけばこれを改善することが出来る。いますぐやれと私は言いません。しかし、あなたは若いということを言つてい

るわけですから、今までの総理と比べれば若いわけですから、思い切つて発想の転換をして、こういう線で検討の第一歩を進めるといふことを決断していただきたいと思う。あしたからやれと言つてません。検討の第一歩を進めていただきたい。これを心から私は期待するのですが、大臣の決断をお伺いしたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 基礎年金制度は既に国民の中に定着している社会保険方式を堅持していくべきもの、こう考えます。

国庫負担につきましては、さきの年金改革において全国民を通じて公平の負担を期するため基礎年金の三分の一に集中したところであり、無年金者が生じないよう滞納防止に今後も一層努力をしてまいり、そういった考えでおります。

○田中(美)委員 そうすると、海部総理大臣は、年金制度を社会保障的なものにする気持ちが全くないという御回答だと思ひますけれども、金持ち日本として非常に残念なことだと思ひます。ちやうど時間になりましたので、私の質問を終わらせていただきます。

○丹羽委員長 この際、お諮りいたします。ただいま審査中の平成元年度における国民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法律案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。

これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○丹羽委員長 以上で両案に対する質疑は終局いたしました。

○丹羽委員長 まず、国民年金法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。
本案に対し、高橋辰夫君外三名及び児玉健次君外一名から、それぞれ修正案が提出されております。

提出者より順次趣旨の説明を求めます。高橋辰夫君。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○高橋(辰)委員 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、国民年金、厚生年金の年金額の実質改善について、改正案では本年十月から実施することとされていたものを本年四月にさかのぼつて実施すること。なお、児童扶養手当等の額の引き上げについても、同様の措置を講ずること。

第二に、厚生年金の在職老齢年金の支給割合を改正案の五段階から七段階に増加すること。

第三に、厚生年金の保険料率を改正案より引き下げることにし、平成二年一月分から十二月分までについては改正案より千分の三引き下げ、平成三年一月以降分については改正案より千分の一引き下げることに。

第四に、老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げ及び繰り上げ支給制度の創設等に関する規定を削除し、別に、老齢厚生年金の特例支給については、次期財政再計算の際に、財政の将来の見通し、高齢者の就業機会の確保等の措置の状況等を総合的に勘案して見直し、これに基づく所要の措置は別に法律をもつて定めるものとする旨の規定を置くこと。

第五に、国民年金基金及び国民年金基金連合会が積立金の資産運用等について契約する相手方として、改正案の生命保険会社及び信託会社のはか、新たに全国共済農業協同組合連合会または全

国共済水産業協同組合連合会を加えること。

第六に、改正案の施行が、当初予定していた平成元年十月一日を経過したこと等に伴い、改正事項の施行期日について所要の整理を行うこと等であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○丹羽委員長 児玉健次君。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○児玉委員 私は、国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本共産党・革新共同を代表して、その趣旨を説明します。

消費税の導入によつて年金受給者の生活は一層苦しくなつており、物価上昇に見合った年金額の引き上げと、政策改定の四月にさかのぼつての実施は全国の年金受給者の切実な要求となつております。

我が党は、物価上昇に見合った年金額の引き上げと政策改定を本改正案から切り離して直ちに実施するよう要求してきましたが、今日に至るもいまだに実現していません。

政府提案の国民年金法等の一部を改正する法律案は、多くの容認できない問題点を持つております。

まず、支給開始年齢の六十五歳繰り延べですが、これは平均寿命が八十歳として、これまでであれば二十年もらえるはずの年金の四分の一に当たる五年分をカットし、金額で約一千万円を取り上げようというものです。六十歳定年制を採用している企業が六割にすぎない今日、多くの労働者が、退職後年金を受給できるまでの間に収入空白の後が生じることに對して深刻な不安を抱くのは当然のことです。この問題を先送りすることは将来に火種を残すものであつて、国民の不安は解消されません。

次に、保険料の大幅引き上げは、年金財源を専ら国民の新たな負担で賄おうとするもので、既に国民年金加入者の三割近い方が掛金の未納または免除となつてゐる現状では、今回の値上げが滞納、無年金者の増大に拍車をかけることは明白です。

国庫負担を当面基礎年金の二分の一とし、労使の負担割合を変更することが急務であると言わなければなりません。

現在、任意加入になつてゐる二十歳以上の学生を強制加入にして、新たに年間十萬八千円を学生、親から取り立てようとしていることも重大な問題です。政府は、親の保険料負担が過大にならないよう配慮すると答弁していますが、その内容がはつきりしておりません。

また、法案は、基礎年金に上乗せする新たな制度として、国民年金基金制度を創設しようとしています。これは公的年金を私的年金で補おうというもので、保険料が払えず苦勞してゐる多くの国民にとっては絵にかいたもちに等しいものです。今、年金改革で求められていることは基礎年金の大幅な改善であります。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案で、鉄道共済の財政破綻を労働者に負担を肩がわりさせようとしています。鉄道共済の財政破綻は、自民党政府が強行した国鉄の分割・民営化によるものであり、政府とJRの責任で解決すべきです。

日本共産党・革新共同は、国民が強く反対してゐる厚生年金の支給開始年齢六十五歳への繰り延べ、保険料の大幅引き上げなどを削除するとともに、年金額の改善を四月にさかのぼって直ちに実施してほしいとの年金受給者の要求にこたえ、以下のような修正を提案するものです。その内容をごく簡単に申し上げます。

第一は、年金額及び手当額の引き上げ、年金額の自動スライド制、年金支払い回数改善及び在職労働年金支給の五段階制を除いて、他は削除することとします。

第二に、十月からの年金再計算に伴う年金額の引き上げを四月にさかのぼって実施することとします。

第三に、施行期日は、公布の日から施行し、平成元年度四月一日から適用することとしたしております。

以上が修正案提案の理由及び内容です。慎重審議の上、御賛同くださるよう要請します。

○丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

この際、両修正案について、それぞれ国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。戸井田厚生大臣。

○戸井田厚生大臣 ただいまの自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の御提案による修正案については、政府としてはやむを得ないものと考えます。

ただいまの日本共産党・革新共同の御提案による修正案については、政府としては反対であります。

○丹羽委員長 日本共産党・革新共同から討論の申し出がありますが、理事会において協議の結果、御遠慮願うことにいたしましたので、そのように御了承願ひ、直ちに採決に入ります。まず、児玉健次君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

次に、高橋辰夫君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除

いて、原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○丹羽委員長 この際、本案に対し、高橋辰夫君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。池端清一君。

○池端委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

国民年金法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議（案）

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 平成七年を目途に実施する予定の公的年金一元化の全体像を可及的速やかに明らかにすること。

二 基礎年金の水準と費用負担のあり方については、今後の社会経済情勢の推移等を踏まえ、次の財政再計算期までの間に総合的に検討を行い、必要な措置を講ずるよう努力すること。

三 学生の国民年金の適用については、関係者の協力も得ながら、その趣旨を周知徹底するとともに、保険料負担が過大なものとならないよう保険料の免除基準につき、適切な配慮を行うこと。

四 地域型国民年金基金の創設については、自営業者の二階部分の年金としての機能を十分發揮しうるよう適切な運用を図ること。

五 在職老齢年金については、高齢者の雇用、賃金体系との関係を勘案して、その改善を図るよう合理的な方策を検討すること。

六 高齢者雇用の促進を図るため、早期に高齢者雇用の長期ビジョンを策定するとともに、雇用と年金の連携に配慮しつつ、法的整備の実現に努めること。

七 年金の毎月支払については、支払通知の簡素化を含め事務処理体制等の整備を図りつつ、その実施について検討するとともに、あわせて本格的な年金時代に対応した年金相談体制の充実強化に努めること。

八 沖繩の厚生年金については、早期に本土との格差を是正する措置を講ずること。

九 年金積立金の自主運用については、運用額の拡大に最大限努力すること。

十 厚生年金の国庫負担の繰り延べについては、速やかに繰り戻しされるよう努めるほか、今後、このような繰り延べ措置は行われないこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

（拍手）

○丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

高橋辰夫君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立多数。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

○丹羽委員長 次に、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案について議事を進めます。

本案に対し、高橋辰夫君外三名から修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。高橋辰夫

君。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○高橋(展)委員 たいだいま議題となりました被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案に対する修正案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、日本鉄道共済年金の財政対策に關して、日本国有鉄道清算事業団の特別負担の追加等による自助努力の額の拡大が行われることを踏まえ、平成二年度から平成四年度までの間、日本鉄道共済年金への調整交付金の減額措置を講ずることとし、当該減額相当額について厚生年金保険等の調整拠出金の減額を行うこととする。

第二に、政府は、平成四年度までの間に、制度間調整事業について、その運営の状況等を勘案して見直しを行うこととするのであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○丹羽委員長 日本共産党・革新共同から討論の申し出がありますが、理事会において協議の結果、御遠慮願うこととしたので、そのように御了承願ひ、直ちに採決に入ります。

まず、高橋辰夫君外三名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、たいだいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○丹羽委員長 この際、本案に対し、高橋辰夫君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。池端清一君。

○池端委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案に対する附帯決議(案) 政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

制度間調整措置の見直しに当たっては、被用者年金制度の被保険者(組合員)などの意見を十分反映させるため、政府に被保険者(組合員)、事業主(使用者)及び学識経験者からなる検討の場を設けるものとする。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

高橋辰夫君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立多数。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。戸井田厚生大臣。

○戸井田國務大臣 たいだいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存でございます。

○丹羽委員長 この際、お諮りいたします。

たいだいま修正議決いたしました両案につきまして、字句などに整理を要するものがありましたときは、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、たいだいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○丹羽委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十分散会

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案(高橋辰夫君外三名提出)

国民年金法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第百二十八条第三項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定中「含む」の下に「以下同じ」を「含む」又は生命保険会社を含む。以下同じ。生命保険会社又は農業協同組合連合会(全国を地区とし、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項

第八号の事業を行うものに限る。以下同じ。若しくは共済水産業協同組合連合会(全国を地区とするものに限る。以下同じ。に改め、「に要する費用」を加え)の下に、「又は保険」を「保険又は共済」に改め、又は生命保険会社を「生命保険会社又は農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会」に改め、「生命保険会社」の下に、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会を加える。

第一条のうち第百三十七条の次に一節及び節名を加える改正規定のうち第百三十七条の十五第四項中「又は生命保険会社」を「生命保険会社又は農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会」に改め、同条第五項中「又は保険」を「保険又は共済」に改め、同条第六項中「生命保険会社」の下に、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会を加える。

第一条中附則第九条の二第二項の改正規定、同条第四項を削り、同条第三項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の改正規定及び同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一節を加える改正規定を削る。

第一条中附則第九条の二第八項を同条第十二項とする改正規定、同条第七項の改正規定、同項を同条第十一項とする改正規定、同条第六項の改正規定、同項を同条第十項とする改正規定、同条第五項の改正規定及び同項を同条第九項とし、同項の前に四項を加える改正規定を次のように改める。

附則第九条の二第五項中「第三十条の四第二項」の下に「第三十四条第四項、第三十六条第二項ただし書」を加える。

第一条中附則第九条の二に三項を加える改正規定を削る。

第一条中附則第九条の三第四項の改正規定を削る。

第二条中第五十九条第一項第一号及び第六十五条の二の改正規定を削る。

第二条のうち第八十一条第五項の改正規定中「千分の百四十六」を「千分の百四十五」に、「千

規定中「百分ノ三十五、百分ノ五十、百分ノ六十、百分ノ七十」に改める。

第八條のうち附則第八十七條第六項の改正規定中「初診日前における」の下に「国民年金の」を加える。

第八條を第四條とし、同條に見出しとして「(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)」を付する。

第九條を第五條とする。

第十條の前の見出し及び同條を削る。

第十一條中「児童扶養手当法」の下に「(昭和三十六年法律第二百三十八号)」を加える。

第十二條の前の見出しを削る。

第十三條の前の見出しを削る。

第十四條のうち第八條の改正規定中「一万八千八百円」を「一万二千二百円」に改める。

第十五條のうち第二十六條の三の改正規定中「二万二千二百円」を「二万二千二百五十円」に改める。

第十六條中「児童扶養手当法第八條」を「児童扶養手当法第五條の二、第八條」に改める。

第十七條のうち第八條の改正規定中「一万八千八百円」を「一万二千二百円」に改める。

第十八條を第七條とし、同條に見出しとして「(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)」を付する。

第十九條を削る。

附則第一條第一項第三号を削り、同項第二号中「第二條中」を「第一條中」に、「同法第七十七條の改正規定、第二條中」に、「同法第七十七條並びに第七十六條の改正規定並びに附則第二十三條中法人税法」を「並びに同法第七十五條及び第七十六條の改正規定並びに第四條中、国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十六條の改正規定並びに附則第五條の規定、附則第十七條中法人税法(昭和四十年法律第三十四号)」に、「附則第二十四條中印紙税法」を「附則第十八條中印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)」に、「附則第二十七條中地方税法」を「附則第二十一條中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」に、「平成元年九月一日」を「平成二年四月一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第一條中「国民年金法第十八條の改正規定、第二條中、国民年金法第三十六條の改正規定、法律附則第三十二條第四項の改正規定、同法附則第三十二條の二を削る改正規定並びに同法附則第七十八條第四項及び第八十七條第五項の改正規定並びに第五條の規定、平成二年二月一日

附則第一條第一項第四号中「同法第四十五條」を「同法第七條から第九條まで、第四十五條」に、「並びに同法第四十三條」を、「同法第四十三條」に、「第八條」を「同法附則第五條、第六條及び第八條の改正規定並びに第四條」に、「附則第三十四條」を「附則第四條、第五條第九号、第三十二條第七項及び第三十四條第四項」に、「附則第六條及び第二十二條」を「附則第三條、第四條、第六條及び第十六條」に、「附則第二十三條の規定(第二号)」を「附則第十七條の規定(前号)」に、「附則第二十四條の規定(第二号)」を「附則第十八條の規定(前号)」に、「附則第二十五條及び第二十六條」を「附則第十九條及び第二十條」に、「附則第二十七條の規定(第二号)」を「附則第二十一條の規定(前号)」に、「附則第二十八條」を「附則第二十二條」に、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日」を「平成三年四月一日」に改め、同項第五号を削り、同項第二号を次のように改める。

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 第一條の規定による改正後の国民年金法(以下「改正後の国民年金法」という。)第六條の二、第二十七條、第三十三條、第三十六條の二、第三十八條、第三十九條及び第三十九條の二の規定、第二條の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後の厚生年金保険法」という。)第三十四條、第四十四條、第五十條、第五十條の二、第六十二條及び附則第九條の規定、第三條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條の規定、第四條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第五條第十七号から第十九号まで、附則第八條第一項、第三項及び第四項、附則第十一條、附則第十三條から第十五條まで、附則第十七條、附則第十八條、附則第二十八條、附則第三十一條、附則第三十二條第二項、第三項及び第五項、附則第三十三條、附則第三十四條第一項、附則第四十八條第一項、附則第五十三條、附則第五十六條、附則第五十九條、附則第六十條、附則第六十一條、附則第六十三條、附則第七十三條、附則第七十四條、附則第七十七條、附則第七十八條第二項(同項の表旧厚生年金保険法第四十六條第一項の項から旧厚生年金保険法第四十六條の七第二項の項まで及び旧交渉法第十九條の第三項の項に係る部分を除く。)、及び第三項、附則第七十九條、附則第八十四條、附則第八十六條、附則第八十七條第三項(同項の表旧船員保険法第三十八條第一項及び第三十九條ノ五第二項の項から旧船員保険法第三十九條ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第三十九條ノ五第二項の項に係る部分を除く。)、及び第十九條の三第二項の項に係る部分を除く。、及び

び第四項並びに附則第九十七條の規定、第六條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條及び第五條の二の規定、第七條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條、第十六條、第十八條(第四條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七條第二項において準用する場合を含む。)、及び第二十六條の三の規定並びに附則第七條の規定、平成元年四月一日

二 改正後の厚生年金保険法第二十條及び附則第十一條の規定、第四條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八條第二項(同項の表旧厚生年金保険法第四十六條の七第二項の項まで及び旧交渉法第十九條の三第一項の項に係る部分に限る。)、附則第八十七條第三項(同項の表旧船員保険法第三十八條第一項及び第三十九條ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第三十九條ノ五第二項の項に係る部分に限る。)、及び第十九條の三第二項の項に係る部分に限る。の規定並びに附則第九條第一項及び第二項の規定、この法律の施行の日(以下「施行日」という。の属する月の初日

附則第二條中「平成元年九月」を「平成元年三月」に改める。

附則第三條第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「第一條の規定による改正後の国民年金法(以下「改正後の国民年金法」という。)」を「改正後の国民年金法」に改め、同條第二項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

附則第九條を削る。

附則第八條第一項中「平成元年十月一日」を「施行日の属する月の初日」に、「第三項において」を「以下」に、「を除く。の」のうち、平成元年七月一日から同年九月三十日までの間に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者又は厚生年金

第一類第七号

社会労働委員会議録第七号

平成元年十一月三十日

保険法第二十三条第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同年同月を「及び昭和六十年改正法附則第四十四条第一項の規定により当該被保険者の資格を有する者（以下「船員任意継続被保険者」という。）を除く。であつて、施行日の属する月の前月」に改め、「第二条の規定による」及び「（以下「改正後の厚生年金保険法」という。）を削り、同条第二項中「平成元年十月」を「施行日の属する月」に改め、同条第三項中「第四種被保険者の平成元年十月から平成二年九月まで」を「第四種被保険者又は船員任意継続被保険者の施行日の属する月の翌月以後」に改め、「（次条において「旧厚生年金保険法」という。）を削り、「第二十六条」の下に「又は昭和六十年改正法附則第五十条第三項」を加え、同条を附則第九条とする。

附則第七条中「平成元年九月」を「平成元年三月」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第六条の次に次の一条を加える。
（農業者年金基金法による年金たる給付の額の改定の特例）

第七条 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）による年金たる給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月以降の当該年金たる給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定による年金たる給付の額の改定の措置は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八十一号）附則第十五条第一項第二号の規定の適用については、農業者年金基金法第三十四条の二の規定により同法による年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

附則第十条の見出し中「第二種被保険者及び第三種被保険者等に係る」を削り、同条第二項中「同条第十四号に規定する」を削り、「保険料率

は」を「保険料率については」に、「の規定にかかわらず、千分の百六十四」を「中「千分の百四十五」とあるのは、千分の百六十三（国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第二十号）の施行日の属する月の翌月から平成二年十二月までの月分にあつては、千分の百六十一）」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十条第一項中「千分の百四十六」とあるのは、同表の下欄のように、千分の百四十五」とあるのは同表の下欄のように、千分の三十二」とあるのは千分の三十」と、それぞれに改め、同項の表を次のように改める。

施行日の属する月の翌月から平成二年十二月までの月分	千分の百三十分
平成三年一月から同年十二月までの月分	千分の百四十
平成四年一月から同年十二月までの月分	千分の百四十
平成五年一月から同年十二月までの月分	千分の百四十

附則第十条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

施行日の属する月の翌月から平成二年十二月までの月分の厚生年金保険法による保険料率については、改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項中「千分の百四十五」とあるのは、「千分の百四十三」とする。

附則第十条に次の二項を加える。

4 第四種被保険者の施行日の属する月の翌月分の厚生年金保険法による保険料率は、改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項の規定にかかわらず、千分の百二十四とする。

5 船員任意継続被保険者の施行日の属する月の翌月分の厚生年金保険法による保険料率は、第三項の規定にかかわらず、千分の百三十六とする。

附則第十一条から第十三条までを削る。
附則第十四条の見出し中「第十条」を「第六

条」に改め、同条を附則第十一条とする。
附則第十五条を削る。

附則第十六条の見出し中「第十二条」を「第七条」に改め、同条中「（以下「特別児童扶養手当等」という。）を削り、同条を附則第十二条とする。

附則中第十七条を削り、第十八条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（平成元年四月から同年七月までの月分の戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の額の特例）

第十四条 平成元年四月から同年七月までの月分の戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）の規定による遺族年金及び遺族給与金（以下この条において「遺族年金等」という。）の額は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成元年法律第三十五号）附則第二号の規定を適用しなかつたとしたならば当該月分の遺族年金等として支払うべきであつた額に相当する額とする。

2 前項の規定の施行前に支払われた平成元年四月から同年七月までの月分の遺族年金等は、同項の規定の適用を受けた遺族年金等の内払とみなす。

（平成元年四月から同年九月までの月分の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律による医療特別手当等の額の特例）

第十五条 平成元年四月から同年九月までの月分の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当（以下この条において「医療特別手当等」という。）の額は、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律第六十三号）

第二条の規定による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二条第三項、第三条第三項、第四条の二第三項、第五条第四項及び第五条の二第三項の規定を同年四月一日か

ら適用したとすれば当該月分の医療特別手当等として支給すべきであつた額に相当する額とする。

2 前項の規定の施行前に支給された平成元年四月から同年九月までの月分の医療特別手当等は、同項の規定の適用を受けた医療特別手当等の内払とみなす。

附則中第十九条から第二十一条までを削り、第二十二条を第十六条とする。

附則第二十三条中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条を附則第十七条とする。

附則第二十四条中「（昭和四十二年法律第二十三号）」を削り、同条を附則第十八条とする。

附則第二十五条を第十九条とし、第二十六条を第二十条とする。

附則第二十七条中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、附則中同条を第二十一条とし、第二十八条を第二十二条とする。

本修正の結果必要とする経費
本修正の結果必要とする経費は、平成元年度特別会計予算において、厚生保険特別会計における保険料収入の減五十八億四千四百億、同会計及び国民年金特別会計における年金給付費の増二千六百二十億、並びに国民年金特別会計基礎年金勘定における基礎年金拠出金等の額の増千七百七十六億及び同勘定における基礎年金交付金等の額の増八百九十億、それぞれ見込まれ、また、平成元年度一般会計において国庫負担額の増六百四十二億が見込まれている。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案（見玉健次君外一名提出）
国民年金法等の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

国民年金法等の一部を改正する法律
（国民年金法の一部改正）

第一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

国民年金法の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

第十六条の二第二項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五」を削る。

第十八条第三項中「五月、八月及び十一月の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。

第二十七条及び第三十三条第一項中「六十万円」を「六十六万六千円」に改める。

第三十三条の二第二項中「六万円」を「六万四千円」に、「十八万円」を「十九万二千円」に改める。

第三十八条中「六十万円」を「六十六万六千円」に改める。

第三十九条第一項及び第三十九条の二第一項中「六万円」を「六万四千円」に、「十八万円」を「十九万二千円」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）
第二条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五」を削る。

第三十六条第三項中「五月、八月及び十一月の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四十四条第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に、「六万円」を「六万四千円」に改める。

第五十条第三項中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第五十条の二第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に改める。

第五十七条中「九十万円」を「九十九万九千円」に改める。

第六十二条第一項「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

附則第九条第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改める。

附則第十一條中「百分の五十」を「百分の六十五、百分の五十、百分の三十五」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第二項を次のように改める。

次の表の上欄に掲げる期間又は昭和六十年十月から平成元年三月までの期間であつて同表の上欄に掲げる期間の区分に準じて政令で定める期間に係る厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十一年三月以前の期間にあつては、船員保険の被保険者であつた期間を含む。）を有する者の平均標準報酬月額（厚生年金保険法第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第三十三条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十条第一項及び昭和六十一年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三十三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十二条第二項に規定する平均標準報酬月額を除く。）を計算する場合において、厚生年金保険法第四十三条中「各月の標準報酬月額」とあるのは、「各月の標準報酬月額（その月が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）以下この条において「法律第九十二号」という。）附則第五条第一項に規定する政令で定める期間に属するときは、その月の標準報酬月額に、当該期間における標準報酬等平均額（厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除くものとし、当該期間が昭和六十一年三月以前の期間に係る期間であるときは、船員保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）を含む。）の標準報酬月額及び国民年金法第五十六条に規定する年金保険者たる共済組合の全組合員（政令で定める者を除く。）の標準報酬月額（組合員ごとの同法第五十一条第一項第二号から第五号までに掲げる法

律に規定する標準報酬の月額（昭和六十一年三月以前の期間に係る当該月額については、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）に規定する俸給の月額を政令で定めるところにより補正した額）、給料の月額を政令で定めるところにより補正した額又は標準給与の月額をいう。）を平均した額をいう。）に対する基準標準報酬等平均額（法律第九十二号附則第五条第一項に規定する政令で定める期間のうちの最後の期間における厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）の標準報酬月額及び国民年金法第五十六条に規定する年金保険者たる共済組合の全組合員（政令で定める者を除く。）の標準報酬の月額（組合員ごとの同法第五十一条第一項第二号から第五号までに掲げる法律に規定する標準報酬の月額、給料の月額を政令で定めるところにより補正した額又は標準給与の月額をいう。）を平均した額をいう。）の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率をそれぞれ乗じて得た額とし、その月が法律第九十二号附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬月額に、同表の下欄に掲げる率に同項に規定する政令で定める期間のうちの最初の期間に係る同項に規定する政令で定める率を乗じて得た率に相当する率を参酌して政令で定める率をそれぞれ乗じて得た額とする。」とする。

昭和三十三年三月以前
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで

昭和三十三年三月以前	一一・四八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一一・二三
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一一・〇八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	九・一六

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	八・四七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	七・六五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	七・〇二
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	六・四六
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	五・六五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	五・一九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・〇五
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	四・四七
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	三・四一
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	二・九六
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・一七
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	一・八五
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・五三
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・四一
昭和五十年四月から昭和五十年五月まで	一・三三
昭和五十年六月から昭和五十年七月まで	一・二〇
昭和五十年八月から昭和五十年九月まで	一・一四
昭和五十年十月から昭和五十年十一月まで	一・一〇
昭和五十年十二月から昭和五十年一月まで	一・〇六

2 次の表の上欄に掲げる期間又は前項に規定する政令で定める期間（昭和六十一年三月以前の期間に限る。）に係る船員保険の被保険者であつた期間を有する者に対する同項の規定の適用については、同項中「上欄に掲げる期間又は」とあるのは「上欄に掲げる期間若しくは」と、「期間を含む。」とあるのは「期間を含む。」又は次項の表の上欄に掲げる期間に係る船員保険の被保険者であつた期間」と、「附則第五條第一項の表の上欄に掲げる期間」とあるのは「附則第五條第一項（その月が船員保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月である場合は、同条第二項）の表の上欄に掲げる期間」と、「同表の下欄」とあるのは「同条第一項の表（その月が船員保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月である場合は、同条第二項の表）の下欄」と、「掲げる率に同項に規定する政令」とあるのは「掲げる率に同条第一項に規定する政令」と読み替へるものとする。

昭和三十三年三月以前	一一・三三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一〇・八一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一〇・五一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	九・八〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	八・三〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	七・三七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	六・六四
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	六・〇二
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	五・六九
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	四・九七

昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	四・七三
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	四・一六
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	三・三一
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・九九
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	二・〇五
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	一・七五
昭和五十二年四月から昭和五十三年三月まで	一・四五
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・三七
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・三二
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・一四
昭和六十一年四月から昭和六十二年三月まで	一・一二
昭和六十四年四月から昭和六十五年三月まで	一・〇五

附則第五條第三項中「昭和五十五年六月一日」を「平成元年四月一日」に、「四万五千元」を「五万四千六百七十五円に第一項の規定により同項の表の下欄に掲げる率に算することとされる率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」に、「四万五千元」とを「当該政令で定める額」とに改める。
（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
第四條 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）の一部を次のように

改正する。
附則第八條第八項中「昭和六十六年四月一日」を「平成三年四月一日」に改め、同条第十三項中「昭和六十六年四月三十日」を「平成三年四月三十日」に改める。
附則第十四條第一項中「十八万円」を「十九万二千円」に改める。
附則第十七條第一項中「老齢福祉年金」の額の下に「（同条第三項において準用する国民年金法第十六條の二の規定により改定された額を含む。）」を加える。
附則第二十條第一項及び第二項中「昭和七十二年四月一日」を「平成八年四月一日」に改める。
附則第三十二條第二項の表を次のように改める。

旧国民年金法第二十七條第一項	合算した額	合算した額（その額が六十六万六千円を超えるときは、当該額とする。）
千六百八十円に保険料納付済期間	二千三百三十三円（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第三十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法第六條の二を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第十二條第二項の規定の適用がある場合は三千二百円。次号において同じ。）に保険料納付済期間	二千三百三十三円に保険料免除期間
旧国民年金法第三十八條及び第四十三條	五十万六千六百円	六十六万六千円
旧国民年金法第三十九條第一項及び第四十四條第一項	二万四千円	六万四千円
旧国民年金法第三十九條の二第二項	十八万円	十九万二千円
旧国民年金法第五十條	二分の一	四分の三
旧国民年金法第七十七條第一項ただし書、第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項	三十一万八千円	三十四万八千円
旧国民年金法第七十七條第一項第一号	六百五十円	八百二十六円
附則第九條の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律第八十六号」という。）附則第十六條第二項	二十七万二千二百円	三十四万四千四百円
第六條の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する	二十七万二千二百円	三十四万四千四百円

る法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。）附則第二十

附則第三十二条第三項中「（障害福祉年金及び老齢福祉年金を除く。）」を削り、同条第四項中「のうちに老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給されるものに限る。）及び通算老齢年金」を（老齢福祉年金を除く。）に改め、同条第六項中「（障害福祉年金を除く。）」を削る。

附則第三十二条の二を削る。

附則第三十三条第二項第一号中「第五条本文に規定する額（C）」を「第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により手当の額が改定されているときは、その額とし、（「額」を「額とする。」）に改める。

附則第三十六条第三項の表中「昭和六十四年」を「平成元年」に、「昭和六十五年」を「平成二年」に改める。

附則第三十七条中「昭和六十四年三月」を「平成元年三月」に改める。

附則第四十一一条中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改める。

附則第四十七条第四項中「昭和六十六年四月一日」を「平成三年四月一日」に改める。

附則第五十九条第二項第一号及び第三項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、

同条第四項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の割合を二十五円に算じて得た額」を「二千六百三円」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

附則第六十条第二項の表中「二万四千円」を「二万八千二百円」に、「四万八千円」を「五万六千四百円」に、「七万二千円」を「八万四千六百円」に、「九万六千円」を「十一万二千八百円」に、「十二万円」を「十四万四千円」に改める。

附則第六十四条第二項及び第二項中「昭和七十一年四月一日」を「平成八年四月一日」に改める。

附則第七十二条第二項中「昭和七十一年四月一日」を「平成八年四月一日」に改める。

附則第七十八条第二項の表を次のように改める。

旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号	二千五百円	二千六百三円
旧厚生年金保険法第三十四条第五項	十八万円	十九万二千円
	二万四千円	六万四千円
	六万円	十九万二千円
旧厚生年金保険法第四十六條第一項	第一級から第六級までの等級である期間、第七級から第十一級までの等級である期間又は第十二級から第十四級までの等級である期間があるときは、それぞれその期間については	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年改正法」という。）第三号の規定による改正後の附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ

旧厚生年金保険法第四十六條第二項	百分の五十	百分の三十五、百分の五十、百分の六十
旧厚生年金保険法第四十六條の七第一項	第一級から第十四級までの等級である期間、第七級から第十一級までの等級である期間又は第十二級から第十四級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については	昭和六十一年改正法第三号の規定による改正後の附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下

旧厚生年金保険法第四十六條の七第二項	第一級から第十四級までの等級である期間、第七級から第十一級までの等級である期間又は第十二級から第十四級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については	昭和六十一年改正法第三号の規定による改正後の附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ
旧厚生年金保険法第五十条第一項第三号及び同法第六十条第二項	五十万六千六百円	六十六万六千円

旧厚生年金保険法第六十二条の二第一項	十二万円	十二万八千円
旧厚生年金保険法第六十六條第二項	九万八千四百円	二十万四千円

旧交渉法第十九条の三第一項	第一級から第十四級までの等級である期間、第七級から第十一級までの等級である期間又は第十二級から第十四級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年改正法」という。）第三号の規定による改正後の厚生年金保険法附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下
旧交渉法第二十五条の二	五十万六千六百円	六十六万六千円

改正前の法律第九十二号	五十万六千六百円	六十六万六千円
改正前の法律第九十二号	十八万円	十九万二千円
改正前の法律第九十二号	二万四千円	六万四千円
改正前の法律第九十二号	六万円	十九万二千円

附則第七十八条第四項中「のうちに通算老齢年金、通算遺族年金、特例老齢年金及び特例遺族年金」を削る。	を「平成元年」に改める。
附則第八十条第一項の表中「昭和六十四年」	附則第八十七条第三項の表を次のように改める。

旧船員保険法第三十五条 第一号	四十九万二千円 三万二千八百円 三十六万九千円	六十二万四千七百二十円 四万六千六百四十八円 四十六万八千五百四十円
旧船員保険法第三十六条 第一項	十八万円 六万円 十二万円 二万四千円	十九万二千円 十九万二千円 三十八万四千円 六万四千円
旧船員保険法第三十八条 第一項及び第三十九条 第五項	第一級乃至第六級ノ等級 タル期間、第七級乃至第十 ハ第一級乃至第十四級 ノ等級タル期間 夫々 百分ノ五十	国民年金法等の一部を改正する法律（昭 和六十年法律第三十四号）第三條ノ規定 ニ依ル改正後ノ厚生年金保険法附則第八 條第一項第三号ニ規定スル政令ヲ以テ定 ムル等級以下ノ等級タル期間 当該標準報酬ノ等級ニ応ジテ政令ヲ以テ 定ムル所ニ依リ 百分ノ三十五、百分ノ五十、百分ノ六十 五
旧船員保険法第三十八條 第二項	第一級乃至第十四級ノ等 級	前項ニ規定スル政令ノ定ムル等級以下ノ 等級
旧船員保険法第三十九條 ノ第五項	第一級乃至第十四級ノ等 級	第三十八條第一項ニ規定スル政令ノ定ム ル等級以下ノ等級
旧船員保険法第四十一條 第一項第一号	二十四万六千円	三十一万二千三百六十円
旧船員保険法第四十一條 第二項及び第五十條ノ二 第三項	五十万六千六百円	六十六万六千円
旧船員保険法第四十一條 ノ第二項	十八万円 六万円 十二万円 二万四千円	十九万二千円 十九万二千円 三十八万四千円 六万四千円
旧船員保険法第五十條ノ 二第一項第二号	六万五千五百円	七万八千九十円
旧船員保険法第五十條ノ 二第一項第三号	十二万三千円	十五万六千八百八十円
旧船員保険法第五十條ノ 三ノ二	十二万円 二十一万円	十二万八千円 二十二万四千円

旧船員保険法別表第三ノ 二	六〇、〇〇〇円 一一〇、〇〇〇円 一四四、〇〇〇円 二四、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円 三八四、〇〇〇円 四四八、〇〇〇円 六四、〇〇〇円
旧交渉法第十六條第一項 及び第十九條の三第二項	第一級から第十四級まで	国民年金法等の一部を改正する法律（昭 和六十年法律第三十四号）第三條ノ規定 による改正後の厚生年金保険法附則第八 條第一項第三号ニ規定する政令で定める 等級以下
旧交渉法第二十六條	五十万六千六百円	六十六万六千円
改正前の法律第五号附 則第十六條第三項	二千五百円	二千六百三元
改正前の法律第五号附 則第十六條第四項第一号	二千五百円 八十六万六千円	二千六百三元 百九万三千二百六十円
附則第九十條の規定によ る改正前の厚生年金保険 法等の一部を改正する法 律（昭和四十六年法律第 七十二号）附則第十條	九万八千四百円	政令で定める額（その額が十万七千八百 円に満たないときは、十万七千八百円）
改正前の法律第九十二號 附則第八條第四項	五十万六千六百円	六十六万六千円

附則第八十七條第五項中「のうち通算老齡年
金、通算遺族年金、特別老齡年金及び特別遺族
年金」を削る。
附則第九十七條第二項中「新法」を「児童扶
養手当法第五條の二並びに特別児童扶養手当等
の支給に関する法律」に改める。
（船員保険法の一部改正）
第五條 船員保険法（昭和十四年法律第七十三
號）の一部を次のように改正する。
第二十四條第二項中「五月、八月及十一月ノ
四期」を「四月、六月、八月、十月及十二月ノ
六期」に改める。
（児童扶養手当法の一部改正）
第六條 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二
百三十八號）の一部を次のように改正する。
第五條を次のように改める。

（手当額）
第五條 手当は、月を単位として支給するもの
とし、その額は、一月につき、三万五千円
とする。
2 その監護し又は養育する前条に定める要件
に該当する児童が二人以上である母又は養育
者に支給する手当の額は、前項の規定にかか
わらず、同項に定める額にその児童のうち一
人を除いた児童につきそれぞれ二千元（その
うち一人については、五千元）を加算した額
とする。
第五條の次に次の一條を加える。
（手当額の自動改定）
第五條の二 前条第一項に規定する手当の額に
ついては、総務庁において作成する年平均の
全国消費者物価指数（以下「物価指数」とい

う。昭和六十三年（この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

2 前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

第八条の見出し中「改定」を「改定時期」に改め、同条第一項及び第三項中「行なう」を「行う」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第七条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二万七千五百円」を「二万八千四百円」に、「四万三千三百円」を「四万二千六百円」に改める。

第十六条中「児童扶養手当法」の下に「第五条の二」を加える。

第十八条中「一万七千七百円」を「一万二千二百円」に改める。

第二十六条の三中「二万九百五十円」を「二万二千二百五十円」に改める。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第十八条の改正規定、第二条中国民年金法第三十六条の改正規定、第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十二条第四項の改正規定、同法附則第三十二条の二を削る改正規定並びに同法附則第七十八条第四項及び第八十七条第五項の改正規定並びに第五条の規定は、平成二年一月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の国民年金法、厚生年金保険法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律

律、国民年金法等の一部を改正する法律（同法附則第八条、第二十条、第三十六条、第三十七条、第四十一条、第四十七条、第六十四条、第七十二条及び第八十条を除く。）、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律（同法第十八条を第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は、平成元年四月一日から適用する。ただし、改正後の厚生年金保険法第十一条の規定、改正後の国民年金法等の一部を改正する法律第七十八條第二項（旧厚生年金保険法第四十六条第一項の項及び旧厚生年金保険法第四十六条の七第一項の項に係る部分に限る。）及び第八十七条第三項（旧船員保険法第三十八條第一項及び第三十九條ノ第一項に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日の属する月の初日から適用する。

（国民年金の年金たる給付に関する経過措置）

第二条 平成元年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

（農業者年金基金法による年金たる給付の額の改定の特例）

第三条 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）による年金たる給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月以降の当該年金たる給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定による年金たる給付の額の改定の措置は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八十一号）附則第十五条第二項の二の規定の適用については、農業者年金基金法第三十四条の二の規定により同法による年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

（厚生年金保険法の年金たる保険給付の額に関する経過措置）

第四条 平成元年三月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和六十年改正法附則第七十八條第一項及び第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

（第六條の規定の施行に伴う経過措置）

第五条 平成元年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

（第七條の規定の施行に伴う経過措置）

第六条 平成元年三月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和六十年改正法附則第九十七條第一項の規定による福祉手当の額については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（平成元年四月から同年七月までの月分の戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の額の特例）

第八条 平成元年四月から同年七月までの月分の戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の規定による遺族年金及び遺族給付金（以下この条において「遺族年金等」という。）の額は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成元年法律第三十五号）附則第二条の規定を適用しなかつたとしたならば当該月分の遺族年金等として支払うべきであった額に相当する額とする。

2 前項の規定の施行前に支払われた平成元年四月から同年七月までの月分の遺族年金等は、同項の規定の適用を受けた遺族年金等の内払とみなす。

項の規定の適用を受けた遺族年金等の内払とみなす。

（平成元年四月から同年九月までの月分の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律による医療特別手当等の額の特例）

第九条 平成元年四月から同年九月までの月分の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当（以下この条において「医療特別手当等」という。）の額は、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律第六十三号）第二条の規定による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二条第三項、第三条第三項、第四条の二第三項、第五条第四項及び第五条の二第三項の規定を同年四月一日から適用したと見たならば当該月分の医療特別手当等として支給すべきであった額に相当する額とする。

2 前項の規定の施行前に支給された平成元年四月から同年九月までの月分の医療特別手当等は、同項の規定の適用を受けた医療特別手当等の内払とみなす。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、平成元年度において約一兆千五百億円の見込みである。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案に対する修正案

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第九条第一項中「率をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第十条第一項中「以下この条において同じ」を「以下同じ」に改める。

附則中第十条を第十五条とし、第五条から第九条までを五条ずつ繰り下げる。

附則第四条中「(昭和六十年法律第五号)」を削り、同条を附則第九条とする。

附則中第三条を第八条とし、第一条を第七条とし、第一条の次に次の五条を加える。

(日本鉄道共済組合に係る調整交付金の特例減額措置)

第二条 平成二年度から平成四年度までの各年度の日本鉄道共済組合(国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。以下同じ)に係る調整交付金の額は、第五条又は第九条の規定にかかわらず、これらの規定により算定された額から特例調整額を控除して得た額とする。

2 前項の特例調整額は、日本鉄道共済組合の標準報酬総額に、当該組合に係る実質交付率から当該組合の年金たる給付に関する事業に係る収入の状況その他の当該事業の財政状況を勘案して政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額とする。

(実質拠出保険者に係る調整拠出金の特例減額措置)

第三条 平成二年度から平成四年度までの各年度の実質拠出保険者に係る調整拠出金の額は、第八条又は第十条の規定にかかわらず、実質拠出保険者ごとに、これらの規定により算定された額から、前条第二項に規定する特例調整額にすべての実質拠出保険者の実質拠出額の合計額に対する当該実質拠出保険者の実質拠出額の割合を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の実質拠出額は、実質拠出保険者ごとに、当該実質拠出保険者の第八条又は第十条の規定により算定された調整拠出金の額から当該実質拠出保険者の調整交付金の額を控除して得た額とする。

(適用)

第四条 第三条及び第六条の規定の平成二年度から平成四年度までの間における適用については、これらの規定中「及び第十条」とあるのは「第十条及び附則第三条」と、「及び第九条」

とあるのは「第九条及び附則第二条」とする。

第五条 附則第八条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法附則第二十条の三の規定の平成二年度から平成四年度までの間における適用については、同条中「以下「負担調整交付金」とあるのは「第三十五条の二第一項及び第九十九条第一項(同項第二号を除く。)において「負担調整交付金」と、含み、負担調整交付金を除く。」とあるのは「含み、負担調整交付金から被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法附則第二条第二項に規定する特例調整額を控除して得た額(第二号、附則第三条の二第三項、附則第十四条の十第一項及び附則第二十条第二項において「負担調整交付金」という。)を除く。」とする。

2 附則第九条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第六十四条第三項の規定の平成二年度から平成四年度までの間における適用については、同項中「規定する額」とあるのは、「規定する額」から同法附則第二条第二項に規定する特例調整額のうち同号に係るものを控除して得た額」とする。

(見直し)
第六条 政府は、平成四年度までの間に、制度間調整事業について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、その運営の状況等を勘案して見直しを行うものとする。

平成元年十一月十三日印刷

平成元年十一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局